

会議録・令和2年9月9日第3回定例会（第1日目）

1. 招集の年月日 令和2年8月28日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 9月9日 午前9時00分 議長宣告
4. 応 招 議 員 14名
 - 1番 高橋 浩 司
 - 2番 伊 豆 千夜子
 - 3番 山 内 理
 - 5番 阪 井 勇 男
 - 6番 奥 山 幸 洋
 - 7番 田 邊 ひとみ
 - 8番 松 本 忍
 - 9番 綿 民 和 子
 - 10番 樋 口 文 隆
 - 11番 下 井 清 史
 - 12番 乾 健 郎
 - 13番 江 京 子
 - 14番 中 井 啓 悟
 - 15番 北 岡 泰
5. 不 応 招 議 員
なし
6. 出 席 議 員
14名
7. 欠 席 議 員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田 中 一 夫
議 会 書 記 肥留間 晴 美 西 川 佳 江 森 井 有美枝
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲 哉 副 町 長 下 村 由美子
教 育 長 下 村 良 次 総務防災課長 松 本 章
まちづくり戦略課長 朝 倉 正 浩 税 務 課 長 山 口 隆 弘
生活環境課長 西 尾 仁 志 住民ほけん課長 吉 川 伸 幸

会計管理者(兼)会計課長	世古口 和 也	健康あゆみ課長	西 岡 郁 玲
産業振興課長	堀	建設課長	西 尾 直 伸
上下水道課長	坂 口	斎宮跡・文化観光課長	松 井 友 吾
教育課長	菅 野	こども課長	西 村 正 樹

10. 会議録署名議員

5番 阪 井 勇 男

6番 奥 山 幸 洋

11. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

(午前 9時 00分)

◎開会の宣告

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまより令和2年第3回定例会を始めたいと思います。

会議を開会する前に、このたび、伊豆議員が多年議会議員として町村議会議長会から表彰されましたので、伝達式を行います。

伊豆議員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（北岡 泰） 表彰状。明和町、伊豆千夜子様。

あなたは、多年議会議員として地方自治の振興に尽くされました。そのご功績は誠に顕著であります。

よって、ここに記念品を贈り、表彰いたします。

令和2年7月31日。三重県町村議会議長会会長、上村久仁。

おめでとうございます。

○2番（伊豆 千夜子） ありがとうございます。

（拍手）

○2番（伊豆 千夜子） ありがとうございます。

（拍手）

○議長（北岡 泰） それでは、会議に入ります。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第3回明和町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしくお願ひをいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名」につきましては、会議規則第126条の規定により、議長から指名をいたします。

5番 阪井勇男 議員

6番 奥山幸洋 議員

の両名を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（北岡 泰） 日程第2 「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの10日間といたしたいと思ます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの10日間と決定をいたしました。

◎諸般の報告

○議長（北岡 泰） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

監査委員さんから提出をいただいております5月、6月、7月の例月出納検査結果報告書の写しと一部事務組合議会の報告書の写しをお手元に配付しておりますので、後ほどご覧ください。

◎行政報告

○議長（北岡 泰） 日程第4 「行政報告」を行います。

町長。

（町長 世古口哲哉 登壇）

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

令和2年第3回明和町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、公私何かとご多用のところ本定例会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。

また、ただいまは本定例会の会期を10日間とお決めいただき、諸案件のご審議を賜りますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

今年は、なかなか梅雨が明けず、明和町でも連日の雨天となりましたが、7月上旬に九州南部などを襲った記録的な大雨により、熊本県球磨川流域を中心に各地で洪水や土砂災害が発生し、多くの尊い命と貴重な財産が失われました。お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、ご遺族並びに被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

一方、7月は台風が1つも発生しませんでした。このことは気象庁が統計を開始した昭和26年以降で初めてのことです。

しかし、9月になって9号、10号が強い勢力を保ったまま襲来し、九州地方を中心に被害をもたらしたところ。犠牲になられた方々に謹んでお悔やみ

を申し上げますとともに、お見舞いを申し上げます。

災害は、いつどこで発生するか分かりません。町といたしましては、町民の皆様が安全で安心して暮らせるよう、災害に強いまちづくりの推進に向けて講ずべき対策の充実を図ってまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症に対する取組についてご報告申し上げます。

都市部を中心に感染が急速に再拡大してきた新型コロナウイルス感染症ですが、三重県内においても継続的に感染者が発生し、様々な年代の方に感染が広がるとともに、複数のクラスターや重症者が発生するなど、予断を許さない状況が続いております。

三重県は、8月3日に「三重県新型コロナウイルス『緊急警戒宣言』」を行い、オール三重で対策に取り組むことを発表しました。

明和町においても「新しい生活様式」を取り入れた感染防止対策の徹底や、事実に基づく冷静な対応などを町民の皆様にご啓発するなど、気を緩めることなく取組を進めております。

また、7月30日に開催した臨時会でお認めいただいたコロナ対策関連補正予算に係る取組についても着実に進めているところです。今後も町民の皆様のご命と健康を守るために三重県など関係機関と連携しながら、感染拡大防止に向け、全力で取り組んでまいります。

さて、政府は7月21日の閣議において「令和3年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」を示しました。具体的には新型コロナウイルス感染症への対応などから、現時点では予見することに限界もあるとしながらも、概算要求額は基本的には対前年度同額とすることや、緊急な経費は別途、所要額の要望を行うことを可能とした上で、これまでの歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化するとしています。

町においては、9月1日に幹部等職員を対象に令和3年度の当初予算編成説明会を開催しました。新型コロナウイルス感染症の影響もあり、これからより

一層厳しくなる行財政運営を直視するとともに、国・県の動向をしっかりと把握し、制度改正や補助事業の採択要件の見直しも含めて、鋭意情報収集に努めるとともに、各部署において必要事業等を十分精査した上で新年度の予算要求に臨むよう指示したところでございます。

次に、6月定例会以降、本定例会までの間の主な動きにつきまして、簡略にご報告させていただきます。

6月22日、「社会を明るくする運動」強調月間の前に、多気郡保護司会の皆様が明和町役場にお越しになり、「内閣総理大臣からのメッセージ」を伝達していただきました。社会を明るくする運動は、すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせて犯罪のない社会を築こうとする全国的な運動で、今年で70回目を迎えました。明るい社会づくりを広く呼びかけ、様々な活動に取り組んでいただいている保護司の皆様に、心から敬意を表します。

6月29日、松阪市に本社を置く株式会社オクムラ様から新型コロナウイルス感染防止対策として、自社製フェイスシールドを330個寄贈いただきました。いただいたフェイスシールドは町内の小中学校や幼稚園、こども園、保育所の先生に配布したほか、健康教室や幼児健診、本庁などで使用させていただいています。本当にありがとうございました。

6月30日、伊勢志摩を中心として撮影を予定している劇場用映画「法定相続人」の制作委員会の皆様が明和町を表敬訪問されました。この映画は志摩で真珠養殖業を営む一家の物語で、脚本は斎宮を題材にした「斎王～幻の宮の皇女～」を手がけた伊勢市出身の児島秀樹さん、監督は国内外の映画賞の受賞歴を持つ田中光敏さんです。来年の秋から撮影が始まり、再来年の秋に全国規模での公開予定とのこと。監督の田中さんは「明和町を印象的なシーンで出していけたら」と話されました。明和町のPRにつながるすばらしい映画が出来上がることを期待いたします。

7月1日、明和町総合体育館の愛称を「Dreamオーシャン総合体育館」とす

る契約調印式を行いました。これは町が所有する公共施設などに愛称をつける権利を民間事業者に付与し、町はその対価として命名権料を得る制度「ネーミングライツ事業」によるもので、このたび、松阪市の瀬古食品有限会社様が明和町総合体育館に愛称をつける権利を得られました。ネーミングライツ契約の命名権料は年間100万円、契約期間は5年間になります。調印式の後に除幕式を行い、町の花「ノハナショウブ」がデザインされたメイン看板がお披露目されました。町では引き続き「ふるさと会館」と「総合グラウンド」などの施設のネーミングライツパートナーを募集いたしますので、民間事業者様の応募があることを期待しています。

7月2日、北藤原の海岸でウミガメの産卵調査が行われ、明和町で今季最初の産卵が確認されました。町では海岸にウミガメの上陸跡が確認されるたびに産卵調査を行っており、記録が残る平成7年から平成29年と30年を除き、毎年、アカウミガメの産卵が確認されています。今回の調査では直径およそ4cmのアカウミガメの卵約100個を確認しました。無事にふ化して、海へ戻ってほしいと願っています。

また、同日、明和中学校の平和学習の一環として「被爆体験伝承者の講話を同校で開催しました。この事業は戦争の悲惨さや平和の尊さに触れ、次世代に平和をつなげていこうと、平成27年度から毎年明和中学校の生徒を被爆地広島へ派遣してきましたが、その際、派遣された生徒たちが聞いていた「被爆体験伝承者の講話」を全校生徒にも聞いてもらいたいとの思いから、今年度は被爆体験伝承者を学校に招いてご講話いただくことにしたものです。この日は、広島県原爆被爆者団体協議会で副会長などを務められ、ご自身も被爆二世という古田光恵さんを講師にお招きし、被爆者から受け継いだ体験談や平和への思いなどについてお話しいただきました。生徒たちには、この日の講話を通して戦争の悲惨さや平和の尊さについて、改めて考えていただけたかと思えます。

「めいわで食べて泊まって支援事業」として、「飲食土産サポチケ」の販売を7月6日から、「宿泊体験サポチケ」の販売を7月13日から開始しました。

この事業は新型コロナウイルス感染症で大きな打撃を受けた飲食店や宿泊事業者などを支援し、明和町独自の経済喚起を促すため、町内で利用できる2種類のクーポン券「サポチケ」を明和観光商社が発行するものです。町内の事業所を応援するため、たくさんの方にご利用いただきたいと思います。

7月13日、大淀小学校の6年生を対象に「明和町内の古墳時代」をテーマに齋宮跡・文化観光課の職員による出前授業を行いました。授業では町内に残る古墳や歴史について学んでいただきました。小学生の皆さんには、これからも地域の歴史や文化に親しみを持ってもらいたいと思います。

7月22日、第36代齋王役の梅田優歩さんや齋王まつり実行委員会の森田代表ほか委員の皆様方が役場にお越しになり、齋王役就任のご挨拶をいただきました。今年の齋王まつりは新型コロナウイルス感染症による影響で中止となりましたが、梅田さんには来年3月まで、齋王役としてイベントへの出演や明和町のPR活動を行っていただくとのことです。ご活躍を期待しています。

7月29日、三重県町村会の定期総会に出席しました。総会では政務活動として、財政基盤の充実強化、防災対策の充実強化、福祉施策の充実強化、地域振興対策の推進など、12項目の要望事項について国及び県に要請活動を行うことを決議し、一丸となって取り組んでいくことを確認しました。

8月1日、中央公民館で「運動効果で、のばそう健康寿命」をテーマに介護予防講演会を開催しました。講師には株式会社ライフリー代表取締役で、作業療法士としてもご活躍されている佐藤孝臣さんをお招きし、リモートによる講義をいただきました。参加された方々には、介護を受けないための生活の送り方や身体づくりなどの「介護予防」について、改めて考えていただく機会になったかと思います。

8月1日から15日まで、中央公民館ロビーで戦争の悲惨さや平和の尊さを考えるための展示「原爆と人間展」を開催しました。展示会では原爆や戦争に関する写真パネルや平成3年に明和町が宣言した「非核平和の町宣言」、7月に明和中学校で行われた被爆体験伝承者の講話を聞いた生徒たちの感想文、そし

て、私自身が平和への思いをつづったメッセージを展示いたしました。戦後から75年が経過し、薄れつつある戦争への記憶を後世に伝えていくため、今後も平和への取組を進めてまいります。

8月4日、いつきのみや地域交流センターで第1回明和町総合建設計画審議会を行いました。明和町では現在、令和3年度から令和12年までの10年間を計画期間とする「第6次明和町総合計画」の策定に取り組んでおり、この内容を審議していただくため、「明和町総合建設計画審議会」を設けています。委員には、公募で集まった住民の皆様、自治会の代表者、町内各団体の推薦により選出された方などを委嘱させていただいております。この日は事務局から第6次総合計画に関する説明を行った後、質疑応答を行いました。次回は10月に開催する予定となっています。

8月12日、町民の皆様に向けて、「明和町いきいき商品券」を発送いたしました。これは新型コロナウイルス感染症対策事業の一環として、明和町における地域経済の活性化につなげることを目的とした事業です。この商品券は1人につき3,000円で、使用期間は9月1日から来年1月31日までです。使用できるお店は現在、町内約180店舗ですが、店舗からの要請があれば随時追加をしていきます。地域経済活性化と町民の皆様の生活支援に少しでもお役立ていただければと思います。

8月19日、町民の皆様には1人10万円を支給する特別定額給付金の申請受付を終了いたしました。5月1日からオンライン申請の受付を開始し、以降、多くのお問合せ等に対応しながら、無事に事業を遂行することができました。申請者数は23,082人で、申請率は99.93%という結果となりました。

以上が6月定例会以降の主な動きです。

本定例会の上程議案につきましては、令和元年度継続費精算報告書の報告が1件、条例の一部改正が1件、令和元年度水道事業会計未処分利益剰余金の処分が1件、令和2年度一般会計補正予算、2つの特別会計補正予算と水道事業会計補正予算、そして、令和元年度の各会計の決算認定をお願いすることとし

ています。

今後とも町民の皆様が安全で安心に日々充実した暮らしを営んでいただけるまちをつくっていくために、議員の皆様のご理解とご協力を賜りながら最大限の努力をしてみたいと思いますので、本定例会の議案等につきましても、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 以上で、日程第4 行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（北岡 泰） 日程第5 「一般質問」を行います。

一般質問は、4名の方より通告されております。

許可したいと思います。

1番 高橋 浩司 議員

1番通告者は、高橋浩司議員であります。

質問項目は、「安全で充実した道路整備と維持管理について」「地域防災力の向上について」の2点であります。

高橋浩司議員、登壇願います。

（1番 高橋浩司議員 登壇）

○1番（高橋 浩司） よろしくお願いたします。皆様、おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、事前通告に基づきまして、一般質問をさせていただきます。

先ほど、町長からもありましたが、今年6月から7月にかけての大雨や豪雨により、岐阜県、長野県、そして九州地方の5つの県に甚大な被害をもたらし、

多くの尊い命が奪われました。また、この週末の台風10号では、昨日の時点で2名の方が亡くなり、4名の方が依然行方不明となっている状況です。九州や四国、関西に多くの被害をもたらしました。お亡くなりになられた方々に対し、心からご冥福をお祈りし、被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。

また、新型コロナウイルスにつきましては、8月31日に三重県は緊急警戒宣言の解除はしたものの、その以降も鈴鹿市の医療機関でのクラスターが発生するなどしており、今後はインフルエンザの流行時期と重なることもあり、町行政も大変だとは思いますが、より一層の準備、対策を講じていただくよう、よろしく願いいたします。

では、質問に入らせていただきます。

さて、今回の質問は2つの点についてお尋ねいたします。

1つ目の安全で充実した道路整備と維持管理ですが、まず、子どもや高齢者に優しい交通安全対策についてご質問いたします。

昨年5月の滋賀県大津市で起こった散歩中の保育園児ら16名が車同士の衝突事故に巻き込まれた痛ましい死傷事故から1年4か月がたちました。その後も登降園、登下校中の子どもたちが巻き込まれる事故が各地で発生しております。

これらを受け、明和町では未就学児が集団で通る道路の緊急安全対策として子どもの安全を図るため、行政、警察、町内の幼稚園、保育所など、各関係機関が合同で現地調査を実施し、それらを踏まえ、令和元年度にささふえ保育所及び明和ゆたか園に隣接する町道において、車止めの設置や交差点のカラー舗装など、安全対策工事が実施されてきています。

しかしながら、小中学校の児童生徒の通学路においても町内に危険な箇所が多く見受けられ、例えば、斎宮小学校付近の県道伊勢小俣松阪線、参宮街道では児童と車が接触しそうな場面を何度か目撃し、特に雨の日は傘を差しているため、本当に危険な状態で、実際、去年に接触事故が発生したと聞いております。

これまで、子どもの死亡事故がなかったのは地元の学校支援の見守り隊やP

TA、交通安全協会の指導員の方々のご尽力があったと思われませんが、大きな事故が発生する前にやはり早急な対策が必要と考えます。町の総合計画でも「子どもや高齢者を交通事故から守ることは喫緊の課題として『交通安全施設を整備する』」としております。

国は、小学校の通学路での「スクールゾーン」などをはじめ、設置を推進しておりますが、通学路に指定されている道路は地域の生活道路としても利用されております。道路を利用する子どもから高齢者を含め、包括的に守るため、従来の道路や交差点の改良工事や交通安全対策に対し、区域（エリア）で行う対策が全国各地で進められています。これは幹線道路などで囲まれたエリアごと面的に時速30キロに制限するなど、事故の抑制・防止を図り、利用者に安心して通行してもらうことを目的としており、その規制的手法から「ゾーン30」と呼ばれ、平成31年3月末までに全国で3,600か所余り設置されてきております。

これらのことを踏まえ、明和町における歩行者や自転車が巻き込まれた交通事故の過去5年の推移は、また、現在のスクールゾーンやゾーン30などの設置状況と交通安全対策の取組、そしてそれらを含めた今後の考え方、方針についてお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 高橋浩司議員の質問に対する答弁。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 高橋議員から、子どもや高齢者に優しい交通安全対策についてということでご質問をいただきました。

明和町における過去5年間に歩行者や自転車が巻き込まれた交通事故の件数ですが、平成27年が人身事故16件、物損事故が19件、平成28年は人身8件、物損26件、平成29年が人身7件に物損27件、平成30年は人身6件で物損25件、令和元年は人身10件に物損22件で、人身・物損を合わせた合計は年に31件から35件の間で推移しています。このうち小中学生が巻き込まれた事故は、平成27年が4件、平成28年度は3件、平成29年度も3件、平成30年度が5件、令和元年

は7件となっています。

毎年、通学路において児童生徒が巻き込まれる事故が発生しており、町では平成26年度に「通学路交通安全推進協議会」を設置し、小中学校、警察、町道・県道の道路管理者、教育委員会、町関係課等で組織する中で、通学路の安全確保に取り組んでいるところです。同協議会では通学路交通安全プログラムを作成し、合同点検、安全対策の実施、対策効果の把握、対策の改善・実施をPDCAサイクルで行い、通学路の安全確保に努めています。

しかしながら、議員が言われますように、県道伊勢小俣松阪線の通学路など危険な箇所も多く見受けられます。当該道路は自動車の通行量も多く、1車線であるため、車両の対向時には道路脇を歩く児童との距離が接近し、危険な状態が見られます。

こうした通学時等の安全確保のための手法として、スクールゾーンやゾーン30を設置し、速度規制や安全対策を行うことは効果があると考えます。ゾーン30は幹線道路等で囲まれた住居地域全体に交通規制や安全対策を実施することで、その地域の人がクルマから脅かされることなく、安心して生活できる区域を目指すもので、平成23年の開始から、議員が言われますように、平成30年度末まででは全国で3,600か所、三重県でも44か所と設置が増えています。

しかしながら、これらのスクールゾーンやゾーン30などの規制をかけますと、沿道沿いに居住する皆さんや通行者等への影響を及ぼすこともあり、指定に当たっては慎重に検討が必要です。そうしたことから、明和町では現在のところ、スクールゾーンやゾーン30の設置は行っていないところであります。これらのゾーン設置も有効ですが、児童のより安全な通学路という観点からすると、規制をかける前に、まず、ほかに安全なルートがないかを検討し、整備することも必要かというふうに考えております。

斎宮小の場合、県道の少し南側に水田沿いに外周道路があり、町ではこの道路の歩道整備を進めているところです。通学路については可能な限り外周道路等を利用し、県道を極力通らないルートへの変更を学校に提案しており、引き

続き働きかけていきます。

また、県道伊勢小俣松阪線は現状においても時速30キロの速度制限がかかっており、警察に対して取締りや啓発の強化を要望するとともに、引き続き、学校支援の見守り隊やPTA、交通安全協会の皆様のご協力もいただきながら交通安全対策に取り組んでいきたいと考えています。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございませんか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 取組について、今、町長から答弁いただきましたけれども、これまでの推移見ると徐々に増えてきとるような感じもありまして、特に小学校の事故ですね、令和元年、去年度に7件あったと。

さっき、答弁いただいてちょっと違和感あるんですけども、交通安全のその協議会で、これ取り組むと、これからも。規制に関しても既に30キロの規制がかかっているんだとか、スクールゾーンとかゾーン30は有効なんやけれども、規制するよりもほかのルートを何か提案してもらっておると、引き続き提案していくと。それで、警察とか地元の方々に協力してもらおうという、そんな内容でやったんですけども、これでは今までと同じで、何も変わりませんというふうに聞こえてしまうんですね。

昨年度に小学生が巻き込まれた事故が6件ですね。それで、6件発生しておるうち、その内訳というか6件のうち齋宮の児童が4名で4件、明星で1名の1件、上御糸で1件の1名、この6件のうち5件が県道伊勢小俣松阪線で発生しております。その県道の5件中4件が齋宮に集中しているんですね、これ。こんな異常な事態は、これ町はどういうふうに捉えておるんですか、これ。

それで、さらに踏み込んで言いますと、この3件のうち当て逃げ・ひき逃げがこれ3件あって、加害者の特定にもまだ至っていないということですよ。これだけ残念ながら悪質なドライバーがこの道路を走っておるということが現実なんですよ、これ。もし死亡者が出るような大きな事故が発生したときは、

これ誰が責任取るんかいなと思います。県道だから三重県なのか、でも、小学校の通学路だから小学校校長なのか、それとも町教育委員会なのか。

教育長、教育の専門なのでお伺いしたいんですけれども、本当にこのままの対策で、このままの現状で、今までどおりの取組でええんかなというのがちょっと僕お尋ねしたいんですけれども、教育長、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁。

教育長。

○教育長（下村 良次） 昨年度、小中学生が本当に巻き込まれた事故につきましては、中学生も含めると7件ございました。そのうち5件が議員おっしゃるように、参宮街道、県道、あの小俣松阪線でございます。しかも、そのうち4件がこの齋宮に集中しておること、この齋宮地区、そしてまたこの参宮街道で起こっていることをどう受け止めているのかということと、それからどう捉えているかというご質問が一つあったかと思えます。

私としましても、学校管理下にある登下校時に子どもたちが巻き込まれる事故が多くあったこと、そしてまた、同一通学路で数多くあったことは非常に重く受け止めております。齋宮の通学団に限って言いますと、特に参宮街道を通っている子どもたちについて言いますと、一番交通量も多く、そして心配なルートでは以前からございました。

これまで、本当に地域の皆さんの見守り、そしてまた学校の交通安全教育の中で、先生方と保護者の皆さんとの相談の中で教育を進めてきたおかげもあってか、団の子どもたちのマナーも非常によく、私もパトロールでずっと見させてもろてきましたけれども、本当に上手に、あの危ない道の中を通ってきておりました。昨年以前までは、それほど、その成果もあったのか、事故は少なかったと認識しています。それだけに昨年の参宮街道で起こっておる子どもたちが巻き込まれた事故が多かったこと、この原因はやっぱり改めてしっかりと検証していかないかなとは思っているところです。そういった意味で、県道小俣松阪線を通るこの通学路は登校時は特に大変危険な状態にあると考えていま

す。そして、その原因を検証するとともに、これまで以上に様々な角度から交通事故防止のための対策を講じていかなければとは考えています。

原因としまして、私もいろいろパトロールさせてもろとる中で、やはりこれまで以上にといいますか、運転手の皆さんのマナーの低下が顕著になってきているような気がします。先ほどの答弁にもありましたように、ここ、30キロ規制もかかっています。にもかかわりませず、私ども早朝のパトロールをしておりますと、あそこを明星まで通る間に何度後ろをせつつかされ、徐行をし、一旦停止をせんならん状態なのか、それぐらいちょっと激しい状況かなとは認識しております。そこらは大きなマナーの低下というのが一つ挙げられるのかなと思っています。

また一方、道を広げたり、いろいろな対策を講じてきました。それから側溝蓋もしていくことで子どもたちの空間、歩いていく場所が広く取れるように、安全を守るためにということをしてきたんですけれども、変な話なんですけれども、そういう対策を講じてきたがためにではないんですが、かえってまたスピードが出る状況にもなってしもとるのかなというような、何か本末転倒のような、これは私が勝手に想像するだけなんですけれども、心理的なことを考えるとそういう部分もあったのかなというのも一つ検証材料としてはしていきたいなと思っています。

また、高橋議員からは対策が大変心もとない、それでいいのかというふうな大変厳しいご指摘かなとは思っております。それは斎宮のこの街道沿いにつきましては、別なルートを模索していく、そしてそこを警察や地域の方に見守りをしていただくという、他に依存しとるような気がしてならないというように、何かご指摘のような気もしますし、厳しいご指摘のような気もしますし、裏返せば、本当にご心配をいただいておりますというふうに理解しております。

そこで、これまで講じてきた対策と、それから今も継続してやっとなる対策についてお伝えをしていきたいなと思います。

対策の一つは、やはりまず今、町長のほうからも話ありましたように、まず

は自動車の通行量の少ない道路、新しいルートの模索ということもやっぱり1つの考え方としては持っていく必要があるのかなと思っています。昨年、そうした事故もありましたので、学校の地区懇談会で町が歩道整備を行っている県道の南側になりますけれども、町道を通行することを提案してまいりました。勝見、中町等の保護者の皆さん、見守り隊の皆さん、そしてまた、地域の皆さんとの現地調査もし、通学路の変更を検討したところです。

しかしながら、昨年の段階で保護者の皆さんが実際に検証もして、歩いてみて、距離が遠くなるなどか、それからかえって雨風吹きさらすよなどか、別な意味で危険なこともあるなどというふうな、そのような話も出てまいりまして、結果的に現状維持のままで現在止まっておる状況でございます。

ただ、コロナで一旦中断はしておりますが、私どもも、それから学校、そして保護者の皆さんもやっぱり新しいルートを考えていくことは模索が必要やなという思いは継続して考えていかないかんという段階で今止まっておりますので、近々またそのあたりの相談を持たれることと報告を受けております。

ただ、今現在の報告させていただきますと、勝見地区の一部団につきましては、今現在、南のほうの道路を通って、登校はそちらを利用して、恐らく今のところ、いろいろなことを模索しとるもんで、いろいろなルートから参宮街道への入る道も探してやってもろとって、今ちょうど樋口議員の竹川のところで、多くのほかの団もありますけれども、あちらのほうから学校へ登校して行って、それから帰りについては齋宮街道をやってみるというふうなことも今検証してもらっております。その中で、これがいい方法だなということになれば、別ルートを模索していくという保護者さんの思い、学校の思いもまた盛り上がってくるのかなと思っていますので、そのあたりについては私ども町行政としてもしっかりと応援していかなあかんし、見守っていかなあかんと思っていますのでございます。

それから、2つ目は引き続きのやっぱり歩道整備が必要であろうなと思っています。今お伝えしましたように、基本的にはまだあそこを子どもたちは通

っておる状態でございますので、今すぐ全てのルートがあそこから外れるというわけではありませんので、引き続き、参宮街道については今現実に子どもたちが登校しておりますので、歩道整備は講じていかなければならないと思っています。その一つはやっぱり側溝蓋の延長を何年かの間にまたずっと進めていく必要があるのかなと思って、今、中町から勝見についてまだだと思っておりますので、そのあたりのことも一つ考えていかなあきません。

それから、先ほども申し上げましたように、池村、上村、それから光ヶ丘団地や金剛ヶ丘団地や麻生、南側の子どもたちは今、登校の中でできるだけ参宮街道の道を短い距離で行けるようにということで、先ほど申し上げましたように、多分、樋口議員の隣のほうの道を通って、短い路線で来てもらような格好になっとなるのかなと思っています。それで、そこに子どもたちがここを通っているよということをメッセージとしてコーンを立てるような格好でやっておりますので、今後、まだこの状態が続いていくのであれば、コーン設置等も含めてしっかりと、その道路のそこへ立てとつてもええもんかがどうか、そのあたりはまた警察としっかりと相談せんらん部分もあろうかと思っておりますけれども、こうした対策は講じていきたいと、そのように思います。

それから、3つ目。3つ目はやはり昨年事故が起こった際、それから、かねてからのいろいろ心配な部分でありました平尾、東野からの中央線を横切る道等々の問題がありましたので、昨年度、そうした事故も多くあったことで、やっぱり警察のほうへ交通安全、防止の抑止というふうなことも含めまして、松阪警察のほうに直接に要請もしてまいりました。そのおかげで、交番さんも含めてしっかりと参宮街道の見守り、それから中央線の見守りと、そのあたりについて積極的に動いてくれるようになりましたので、今回のことも受けまして、より以上に私どもも進んで警察署のほうにも足も運んで直談判をしつつ、やっぱり見守り強化のほうも進めていかなければならないなと考えております。

以上でございますが、よろしく申し上げます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） ありがとうございます。

小学生、児童さんのマナーが随分よくなったとか、逆にドライバーはマナーが悪くなってきているとか、そういう現実もあるんだと思います。実際、外周で道路を広げているのも存じ上げております。それらも当然今後も進めていただいでいきたいと思うんですけれども、別のルートとかいろいろな警察なり、三重県さんなり、いろいろな方が入って協議会、そこでもんでおられるとは思うんですけれども、PTAも含め、結局誰が旗を振って、方向性出して、もう決めて、そのようにしていくというふうに実行まで移すような形をぜひ、みんながお見合いしとると誰かがするんだらうという責任の所在とか、その場でせつかくなので結論出して、ちゃんと前へ進んでいってもらって、その中で、もし不具合等があれば実態に合うように、軌道修正というか微調整というか進めていってもらいたいと思います。何か足踏みしているような状況が続いているように感じたりしますし、それ以外に平尾、東野さんのほうの中央線のほうの横断の問題に関しても随分取組を進めていただいておるといのは聞きましたので、なかなか町財政厳しい中でできるハード整備なんかは限られてくるとは思いますが、先ほども申し上げましたが、これは児童だけでなく、地域の方の生活道路もありますし、そして中学校を含め、ほかの小学校での危険な箇所等が各所にあるかと思しますので、これらについて町として危機感持って、今後もより踏み込んだ交通安全対策に取り組んでいただきますよう要望いたします。

それでは、次の質問、町道の維持管理と改修計画についてご質問させていただきます。

先ほどの質問にも関連するんですけれども、道路の区画線、白線は横断歩道、停止線など三重県公安委員会が所管するものとセンターラインや外側線など国や県、町など道路管理者の所管するものに分かれています。町内を車で走って

いますとセンターラインや外側線が消えていたり、かすれて分かりづらくなっているところが数多くあり、道路を利用する際の目印になり、誘導するはずの区画線が見えない、見えにくいことが交通事故の原因になるのではないかと心配されます。こういった状態は町道だけでなく、国道や県道でも見受けられ、早急な引き直しが必要と考えます。

お隣の松阪市では、交通事故対策として全ての市道をチェックし、区画線が消えている、または消えかけている主要な道路に対して引き直しをする予算として、昨年度の11倍の額を予算化し、視認性の向上、注意喚起を図り、交通事故の減少に向け取り組まれております。

そこで、お尋ねいたします。国道や県道も含め、町内の区画線の現状と課題、そして引き直しなど、今後の計画と方針はどうなっているのでしょうか。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 失礼します。よろしく申し上げます。

区画線の状況でございますけれども、国道につきましては、平成30年度に全体を確認し、計画的に引いておるということでございます。県道につきましては、平成29年度に全体を確認し、計画的に修繕しているというところでございます。

一方、町道の区画線状況につきましては、令和元年度に路面性状調査により調査をしております。この調査は道路の幹線道路、主にセンターラインなどのある道路と地域間を結ぶ道路を調査しております。調査距離は47.5キロメートルでございます。視認性が低い外側線の道路延長は約13キロあります。センターラインは1.4キロあります。毎年200万円をかけ、区画線の引き直し等を行っておる状況でございます。

視認性が低い区画線を現在の予算規模で修繕した場合、数年必要となります。必要な予算確保が課題となっております。限りある予算を効果的に執行するため、交通量の多い、または通学路となっている路線から直したいと考えており

ます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） ありがとうございます。

県道、国道、計画的に引き直しをしていただいているということなんですけれども、危ないところは計画的というよりも、消えている、見えにくいところはもうその状態に応じた対応をするよう、県・国にしっかり要望していただきたいと思います。

では、町については47.5kmが調査をしたということかと思いますが、町道全体で約430kmぐらいあると思うんですけれども、それでいうと10ちょっと、十数%にしかならんのかなと思います。この調査対象外の残り約90%の町道における白線の有無やその状況の把握はされているのでしょうか。もし調査されていないということであれば、今後はどのように把握したり、それを引き直すとか、そういった形、どういうふうにするのでしょうか。

そして、公安委員会に関してはちょっとお答えいただいているのかな。横断歩道や停止線、それらも結構消えかけていたりするので、それらの現状とか、その引き直しの計画についてもう一度ちょっとお答えください。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） すみません、残りの90%の町道の区画線状況については職員で繰り返しできる調査方法を今検討しており、実施したいと思っております。ただし、一斉に全路線を調査するのは非常に困難と思いますので、数年かけて順に調査して、対応したいと考えております。

それから、答弁漏れておりました、警察が所管する横断歩道や停止線等については確認したところ、道路利用者からの情報などを参考に現場を精査し、対応しているとのことでした。町からも警察が所管する区画線等の要望

等については順次上がってき次第、警察に届けさせていただいている現状でございますので、よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 残る90%のうち、職員がそれらを日常の業務をしながら計画的に進めていくということなので、それはそれでお金もかかることなので、職員がこうやってもらうということはいいかと思うんですけども、今日の時点で白線がちゃんとなっても半年、1年、3年、5年となっていくと、だんだんまたそれも消えていくと、たちごっこという言葉悪いんですけども、そこら辺も含めて、ちょっといろいろ工夫しながらやっていってほしいと思います。

公安委員会、警察に対してもしっかり要望してもらいたいと思いますし、状況に応じた把握、状況に応じた優先順位として、危険箇所はやっぱり重点的に予算を配分してもらうようにお願いします。

次にいきます。

町内の道路舗装面の老朽化等によるひび割れ、わだち掘れ、陥没など劣悪で危険な道路があり、住民の方々からどうかしてほしいといった強い意見を多数いただいております。交通に支障を及ぼす緊急度の高い箇所は職員が補修したり業者に依頼するなど、応急対応でその都度手当てがされています。

しかし、一度痛みによるクラック（ひび割れ）が生じると、そこから雨水などが浸透し、周辺をどんどん弱め、傷みが広がってしまい、何度も補修を繰り返している箇所がそこかしこで見られます。

町の総合計画では、「道路の調査を行い、計画的な補修対応を実施する」とあり、また、公共施設等総合管理計画においても「予防保全のため、計画的な修繕と長寿命化を図り、適切な維持管理を行う」としてあります。これら道路の計画的な補修や長寿命化などとはどのような方法なのでしょうか。実情とし

ては傷んだ箇所の局所的な補修やアスファルトの塗り重ねでの対処療法となっていると思います。

しかし、それでは本来の長寿命化とは言えないと考えます。長寿命化を図るためにはその路線の全面改修、更新のときに、これまでのやり方よりたとえ少々割高となったとしても舗装の耐久性などをよく検討し、適正な設計、それに基づいた施工が必要であると考えます。そうでなければ短期的に舗装が傷んでしまい、耐用年数が短くなって、結果的に経済的であるとは言えないと思います。

そこで質問なのですが、総延長約430kmある町道で舗装面の老朽化などによるひび割れ、わだち掘れなど状況はどうなっているのでしょうか。また、それらについての修繕計画や全面更新計画、そして長寿命化など適正な設計・施工の今後の考え方についてお尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問が終わりました。

高橋議員の質問に対する答弁。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） すみません、道路舗装の修繕計画についてご質問いただきました。

現在の総町道実延長は約431kmあります。全ての道路を調査することは非常に費用が多くなるため、先ほど言いましたけれども、センターラインがある道路と地域間を結ぶ道路の舗装状況を令和元年度に調査しております。調査延長は同じく47.5kmでございます。調査はひび割れやわだち掘れなどでございます。

平成26年度より、社会資本総合交付金事業で舗装修繕が交付対象となり、採択基準はひび割れ率40%以上、わだち掘れ4cm以上でした。これを受けて、26年度よりひび割れ率40%以上の舗装修繕をしていきました。26年度に調査した時点で路面性状調査ではひび割れ率40%の路線延長が約10kmありました。令和元年度に調査した結果では2.1kmとなっております。26年度の調査でひび割れ率40%以下であった路線が令和元年度にはひび割れ率40%を越えてきた路線も

含まれます。

修繕計画につきましては、公共施設等総合管理計画の個別計画として道路舗装維持管理計画を策定し、舗装修繕を行っております。この計画では計画的な維持管理を推進することを目的としております。橋梁などでは定期的な点検修繕を行い、長寿命化することを目的としていますが、舗装につきましては、長寿命化ではなく効果的な修繕を行い、舗装の悪化を深刻化させないものとしております。

設計の方針ですけれども、次に設計には現在の舗装構成、表層のアスファルトが何cmあるのか、路盤が何cmあるのか、その下の土、路床と呼ばれる強さはどのくらいあるのかを調査し、その道路の舗装の力がどれほどあるか調べ、またその道路の交通量も調査しております。これらを基に表層のアスファルトだけ直したらいいのか、路盤まで直すのか、効果的な修繕方法を設計しております。

施工方法としましては、工事数量によりましては、基本的に現道の交通に最小限の影響で、安価にできる方法を選択しております。1日でアスファルトを削り、その日のうちに舗装し、夜間には開放するというような方法でございます。

オーバーレイについて、以前行われていたアスファルトの塗り重ねについては修繕方法から現在除外しております。これは既存の悪くなっているアスファルトがどのくらい対応できるのか不明であるためでございます。

今後も続く舗装修繕ですが、調査と修繕など記録をしっかりと管理し、今後の舗装修繕に広角的に進めたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） ありがとうございます。

431kmですか、431kmのうち、26年度に40%、4cmを基準としたその調査で、

約10kmが悪い状態やったということで、令和元年、昨年度、大体5、6年で去年の悪い状態のところは2.1kmということですかね。ということは5年、6年の間に当然悪くなるところが進行するとか出てきとる。それを考えると、26年度に調査したものは6年程度でほぼ完了したというぐらいのペースでやってもらっているかなというふうに感じました。それは非常にありがたいことなので、新しく出たとか残りの22.1キロも進めてもらおうよう、よろしく願いします。

ただ、先ほどの区画線、白線のと きにも申し上げたんですが、町道431キロのうち、調査を行っていない箇所でも相当程度傷んでいる箇所も多くあると思うんですわ。例えば、有爾中地区のニシムラ建機北側から斎宮苑団地に連絡する道路なんですけれども、これ、ひび割れが進行して、陥没と補修のこれを繰り返し繰り返しやっとなるような状態で、ここのことも結構言われたりするんですけども、こういった地域間の道路とか、センターラインもない幹線というのが未調査で90%もあるというのと、生活道路として交通量の多い路線というのはほかにもたくさんあると思うんです。

このような状態の路線は、自動車だけでなく、オートバイや自転車のハンドルが陥没しているところでハンドル取られて事故をするとかで、そういった原因で、時として道路管理者が適切な管理を怠ったということで、損害賠償を請求される事例が全国で起こっております。これら道路の利用者の目線、そして町のリスク管理も含めて、今後残る90%の町道の調査やその改修、それらに関してはどうのように対応されますか。お願いします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 残りの90%について、区画線と同じ状況とはなりませんけれども、全体を調査しようと思うと、委託をかけると多額の費用がかかるため、残り90%についても区画線と同じく、職員で繰り返しできる調査方法を検討し、実施したいと思っております。これも一斉にできればいいんですけれ

ども、数年かけて対応していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしますします。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 先ほども申し上げましたが、この修繕に関しましてはしっかりやっていてもらいたいんですけれども、そうですね、これまでの設計施工より、たとえ割高となってもしっかりした舗装構造により、長期間道路を利用する方々の利便性、円滑な交通を維持し、交通事故のリスクを軽減させていただきたいと考えます。財政が厳しいとは重々承知しておりますが、道路管理者として極力全体の状況を把握しながら、適切な改修を進めてもらうよう要望いたします。

次に、まちの幹線道路の整備計画についてご質問いたします。

先週2日、総務産業常任委員会、4日、全員協議会で議論のあった広域圏道路のバイパス新設など、明和町における幹線道路についての今後必要と思われる路線箇所があります。今回はビーフロードに絞ってお尋ねしたいと思います。

平成8年度から三重県により進められた明和町、多気町、大台町、松阪市を結ぶ広域営農団地農道整備事業（ビーフロード）については平成23年度5月に明和多気工区が開通し、平成28年度には総事業費78億円、路線延長11キロの全てが完成し、明和町における有爾中地区から池村地区を通過し、多気町へ通ずるルートは町道斎宮池明和・多気線として三重県から町に移管されております。この明和ルートは当初からサニ一道路の修正小学校近くの有爾中南交差点で連絡させる計画であり、その重要性、必要性を地元住民や地権者に対して説明し、用地買収など協力を得ながら、事業を進めてきました。

しかしながら、計画の有爾中地区で一部土地が公簿・公図との不整合があり、土地境界が確定できないことから用地買収が進められず、事業期間内で工事が完了することが困難になったため、やむを得ず路線を変更し、有爾中のJAライ

スセンター付近の町道に接続したという経過があります。これをきっかけとして、明和町は地籍調査事業を開始し、有爾中地区から土地の境界をはっきりさせるという事業が進められてきています。地元住民も含め、多くの方々がこの問題を解決すれば、当初計画、説明、約束のとおり、サニーロードに接続してもらえるんだと、そういった認識を、また期待を持っております。

また、三重県においても「その他事業関連の農道」として、この約1kmの未整備区間については明和町が要請したこともあって、今後整備が必要な路線、道路として位置づけられております。

多気町に来春オープン予定の大型リゾート施設、VISONと連携した地域間観光などの町の活性化のためには多気町や玉城町など、この広域環状ルートが重要となり、また、高速道との連絡の容易さからもこの未整備区間を整備することは企業誘致についても役立つことと思います。

また、慢性的な渋滞が発生している旧国道、鳥羽松阪線とサニーロード、明和松阪線が交わる有爾中交差点の渋滞緩和のためにもバイパス道路の整備が必要だと考えます。

しかし、現行の町の総合計画や都市計画マスタープランにもこの路線は記載されておらず、幹線道路網計画では「新たなバイパス道路などは整備は行わない」となっております。こういったことは地元住民や地権者への説明、地籍調査などの経緯、そして広域連携や企業誘致、観光振興といった将来のまちづくりの方向性としていかななものかと考えます。現在、町は第6次総合計画の策定を進め、その後、都市計画マスタープランの更新も予定されている中、将来のまちづくりに向けて、道路整備についてもこの路線を明記することが必要ではないでしょうか。

そこで、お尋ねいたします。道路整備について総合計画や都市計画マスタープランなど、今後の道路整備計画の考え方や方針についてお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁。

建設課長。

○建設課長（西尾 直伸） 高橋議員おっしゃられるとおり、広域農道事業は初めはサニー道路まで接続する予定でありました。一部の土地で公簿・公図等の不整合があり、計画の有爾中地区土地の境界が確定できないことから、用地買収が進められず、事業期間内での工事完了が困難なため、やむを得ず路線変更し、有爾中、JA多気郡ライスセンターを目的地として既存町道に接続いたしました。

同地区は、以前より公図混乱地域があったもので、そのため現在、地籍調査を計画し、実施しております。完了するまでにはまだ数年かかる予定でございます。

また、第5次総合計画後期ではこの道路は整備済みと記載しており、第6次で再度計画に上げることは状況的にも予算的にも非常に難しいと考えております。

ただ、当初、ビーフロードが接続予定であった県道田丸停車場斉明線と県道鳥羽松阪線の交差点付近は非常に混雑していることから、何らかの検討が必要だと考えております。今後、ビーフロードも含めて県と相談し、検討していきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） ちょっと待ってくださいね。地籍調査がまだ数年かかるということなんですけれども、そのネックになっておる部分のことに关していえば、数年かかるんですか。2、3年で目鼻つくというふうに、法手続も完了するみたいな感じでちょっと私理解しとったんですけれども。

それはそれとして、総合計画に明記していないから整備済みとなっていますという、それ自体がおかしいんじゃないんですかということが言いたくて、それと答弁の中で、財政的とか6次計画に入れるのが状況的に厳しいと課長言われたんですけれども、具体的にその状況的というのはどういうことなんですか

ね。当初からサニーロードに接続させる、その必要性を地元住民、地権者に説明して、用地買収などのご協力を得て進められてきたので、この問題が解決すれば整備してもらえるとというふうに思うとるんですよね。繰り返しになるんですけども、多気町、玉城町の広域環状ルートになるので、交通アクセス上のことで地域の活性化にもつながるはずやと思います。

町の財政が厳しいのは分かるんですけれども、例えば、この町内に明野航空学校、自衛隊の離発着訓練場が濱田と池村にあります。池村は特に民家の近くなので、低空飛行によるヘリコプターのいわゆる騒音とか、そういったことで地元の方は悩まされておるのも事実であります。こういった防衛省の関係で、その関連補助事業等もあるんじゃないのかなと、一遍検討してもらいたいと思います。

このことに関して、まだこれちょっとあれなんですけれども、先週の全員協議会、昨日の夕刊三重さんの記事でもあったんですけれども、VISONスーパーシティ構想、SKYDRIVE社がもうあと3年ぐらいで常滑と明和町上空を飛ぶのがもう現実的になってきたと。町長、まさかこれからは車じゃなくて、空を飛ぶもんで道路がいらんのやということじゃないと思うんですけれども、ちょっと話を戻して、ビーロードの未整備区間をまず町の行政運営上、最上位計画の総合計画にこれは計画道路として載せるべきだと思うんですけれども、これ、町長いかがですか。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁。

町長。

○町長（世古口 哲哉） 地籍調査につきましては、数年ということですが、早ければ、議員言われるような2、3年ぐらいでできるかも分かりませんが、ちょっとあくまで予定ということで、数年ということで回答させていただいておるところでございます。

それから、第5次に載っていなかったもので、それ自体がおかしいということなんですけれども、現実問題としては整備済みというふうになっておりました

ので、次どうしていくかという部分としては整備済みとなっておりますので、どうしていくかという中でいうと、現状的にそれをもう1回やりますという話とはちょっと違うのかなというのが思いです。

それと、予算的な部分のこともやっぱりありますので、この6次の10年間でそこへ着工していくというのが非常に厳しいのかなという思いもあります。現状の中でいきますと、情勢が変わった場合というのは当然そういったことも必要になってくるかなと思うんですけれども、現状としてはこの10年間で着工というのは非常に厳しいのではないかというふうな思いの中で、答弁をまずさせていただいたところですが、高橋議員言われますように、地元のご意向というのがあるということですし、県の位置づけもまだ残っているという話をおっしゃられておりますので、総合計画等の計画、今から策定しておりますので、もう一度経過等も調査した上で記載の仕方も含めてですけれども、一度検討はしていきたいと思えます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） よく検討していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

当然、道路は通勤通学や買物といった生活、また、物流、企業誘致などの経済的な面、また、災害時のライフラインとして最も重要な社会インフラの一つだと思えます。と同時に、自動車だけでなく、歩行者や自転車など、性別や年齢を問わず、多くの方々が利用する道路には交通事故というリスクが潜んでいます。交通事故を減らし、安全で充実した道路網の整備、そして維持管理はまちづくりの根幹であり、世古口町長の掲げる「人や産業に活力あるまちづくり」につながると考えます。財政状況が厳しいことは十分に承知しておりますが、様々な知恵を絞っていただき、中長期的な視野に立った道路施策に取り組んでいただきますよう要望いたします。

それでは、次の質問、地域防災力の向上についての質問に移ります。

まず、災害時対応でのバイク隊についてご質問いたします。

冒頭で触れましたが、令和2年7月豪雨では岐阜県、長野県、そして九州地方の5つの県で大雨特別警報が発表され、多くの被害が発生しました。昨年、一昨年においても台風や梅雨前線、線状降水帯の影響により、各地、風水害、土砂災害が発生し、また、2011年の東日本大震災以降、2016年熊本地震、2018年大阪府北部地震など、地震による被害も各地で発生しております。

こうした状況の中、皆様もご承知のとおり、地元消防団の皆様は町内に居住していることから地域に密着し、災害時の即時対応、そして、多数の動員が可能といった特性を持っています。これらを生かし、火災、台風や豪雨、大規模地震など、様々な災害に対し、自分たちの町は自分たちで守るという使命感の下、日頃から訓練を行い、特別警戒活動を実施するなど、町民の生命・財産を災害から守る、そういった大きな役割を担い、地道な活動も行っていただいております。

平成29年の台風21号による大雨で、町内で5件の床上浸水、68件の床下浸水、7か所の土砂崩れ、各所での道路冠水、断線による停電など被害が多く発生し、そのときにも消防団は大雨、暴風の中、町内を巡視し、危険な場所や電線が切れている場所、確認してもらい、災害対策本部に連絡するなど、任務を行ってもらいました。

これらを含め、台風の接近時など被害の発生が予測されるときには、昼夜を問わず町内を巡視するなど、警戒にもあたっていただいております。

今後、またいつ同じような風水害に見舞われるかもしれませんし、南海トラフ地震がいつ発生してもおかしくない状況にあり、消防団に対する期待はますます大きくなってきていると感じております。

その消防団の組織については、消防庁のホームページを見ますと、「機能別消防団」として、女性消防団、バイク隊、水上バイク隊などが紹介されていて、明和町では、現在、第1分団から第6分団まで設置がされていますが、第6分

団は女性消防団として組織をし、啓発活動を中心とした活動に取り組んでいただいております。

機能別消防分団の中でバイク隊に関しては、車両が通れない場所などでバイクの機動力を生かした活躍をしています。もし、南海トラフ地震が発生すると自動車を通れず、物資の搬送や情報収集・伝達に支障が出ることは既に想定されていると思いますが、そういった状況下では、バイクによる活動は非常に有効であると考えます。

バイク隊の先駆けとなったのが、平成8年に結成された長野県上田市消防団のバイク隊であり、そのきっかけは、平成6年のオイルターミナルで発生した大規模火災だったと言われています。上田市の消防本部の談話では、このとき交通機能が麻痺し、緊急車両が足止めされる中、可搬式ポンプの燃料切れが発生し、そのとき消防団員たちがバイクで燃料を現場までピストン輸送したことで消火活動を継続できた。これによりバイクの有用性が認知され、バイク隊の結成へとつながったと紹介されています。

緊急車両に指定したバイク、通称赤バイ6台と調査用バイク4台を保有し、通常はテストコースで走行訓練を行ったり、消防の広報を兼ねて各方面を視察し、緊急避難場所の状況を確認するなど、活動しているそうです。

こういった事例も踏まえ、災害対策の機能充実、対応強化といった観点から、今後心配される南海トラフ地震をはじめ、消防団の機動力を最大限に活用するため、明和町消防団にバイク隊を設置してはどうかと考えますが、町長のお考えをお伺いいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） バイク隊につきましてのご質問をいただきました。

バイク隊につきましては、高橋議員のおっしゃられるとおり、各地の災害現場において目覚ましい活躍を遂げてみえるというふうに担当のほうからも聞かせていただいております。

また、バイク隊の関係につきましては、町の消防団のほうでも、今その必要

性を感じているというふうに聞いております。現在、団長をはじめとする幹部の方々に、導入についての検討を行っていただいているところであるというふうに聞かせていただいております。

ただ、バイク限定ということではなくて、二輪車隊という考え方で、今現在、議論をしていただいているということでもあります。バイクに限らず、自転車も含めて二輪車で活動にあたろうというふうに検討をいただいております。

使用する二輪車両をどう整備していくのか、また、活動の内容、それから事故や車両の故障に対する補償など、検討すべき課題はたくさんあると思いますけれども、消防団の意向にも沿った形で進めていきたいというふうに思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

高橋議員、再質問ございますか。

○1番（高橋 浩司） 実際、進めてもらっているということで、またその自転車も検討して、二輪隊ですか、ぜひ進めていただくようお願いします。

先ほども言いましたが、明和町には狭い道路がたくさんあります。災害が発生した場合、自動車が通れず、必要な物資を届けることができないことも想定されますので、このバイク隊の導入には、二輪隊、進めてもらいたいと思うんですけれども。ただ、上田市のような方法もあるんですけれども、当然、町長も団の方もいろいろ検討してもらってはおると思うんですけれども、私が考えるに、専用のバイクを公用で買うというのも財政的にいろいろあるかと思うので、平時は公用車として役場職員が使用し、災害発生時にはバイク隊として使用する方法とか、消防団員の中にはバイクをお持ちの方もいると思いますので、その団員をバイク隊員として登録し、訓練や災害時にはバイクを借り上げ、活動していただくという方法もあるかと思っております。

そういったことも含めて、バイクの機動力、二輪車の機動力を活用することにより迅速に災害対応できるよう、ぜひ前向きに話を進めてもらうよう要望い

たします。

次に、消防団員の確保についてご質問いたします。

消防庁が毎年発刊している消防白書によりますと、全国での消防団員数は年々減少しており、平成31年4月1日現在では約83万2,000人で、前年度に比べ約1万2,000人も減少しています。消防団は地域の消防防災体制の要であることから、消防庁では消防団等充実強化法を踏まえ、今後さらに消防団員の確保に向けた取組を推進する必要があるとしています。

また、消防団員の平均年齢は、前年に比べ0.4歳上昇し41.6歳となっており、毎年少しずつではありますが上昇しています。

明和町消防団でも団員を確保するのが難しくなってきているとか、定年退職されたシニア世代の方が入団されるといったことも伺っております。

そこで、明和町消防団の団員の定数と現在の団員数、そして平均年齢、また毎年何人ぐらいの方が退団され、入団しているのか。あと、団員の確保のため、どのような取組をしているのか、お尋ねいたします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 明和町消防団員の定数及び現在の団員数、団員の平均年齢、団員確保の取組についてお答えをさせていただきます。

まず、明和町消防団の定数につきましては、明和町消防団条例第3条に定められていますとおり、225名でございます。

現在の団員数につきましては、令和2年4月1日現在216名でございます。

団員の平均年齢につきましては、38.3歳でございます。

入退団者数につきましては、平成29年度の入団者29名、退団者31名、平成30年度の入団者32名、退団者30名、令和元年度の入団者31名、退団者32名、令和2年度の入団者は31名となっております。このように最近の傾向といたしましては、30名程度の方が毎年度入れ替わっている状況でございます。

そして、団員確保のための取組につきましては、現状を申し上げますと、各分団において必要に応じて勧誘活動を行っていただいております。また、地域

のルールに基づき、自治会から人選していただくケースもございます。

事務局からは、公共施設等へポスターを掲示したり、消防団員勧誘チラシを回覧したりするなどして団員の確保に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） 定員数225名で216名、9名が欠員となられておることなんですけれども、欠員によって日常の活動、災害時、火災等で支障が出るようなことは起こっていないのでしょうか。また、その定員に満たない、30名前後の退団、入団があるということなんですけれども、その9名を埋めるような状態にはなっていないという、その原因はどこにあるのでしょうか。その点もちょっとお尋ねします。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 9名の欠員が、直接、消防団活動に支障が出たという事案は発生はしておりません。しかし、大規模災害などへの備えとして、定員数を満たす団員の確保というのは必要と考えさせていただいております。

なお、定数を満たさない原因につきましては、まず欠員9名の内訳を申し上げますと、男性で構成される分団で1名、女性消防団員が8名でございます。女性消防団員の確保が課題であることが明白な状況にあります。

これまでの女性団員の退団の状況を見てもみますと、家庭の事情などから短期間の在籍で退団される方が多く、欠員を補充することが難しい状況にあります。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

高橋議員。

○1番（高橋 浩司） ありがとうございます。

私の感覚なんですけれども、町民の中には消防団員として活躍したいというか、入ってみなとやりたいというふうに考えている方もいると思います。そういう方はどのように入団すればいいのでしょうか。

団員を確保するに当たっては、消防団の意義、価値、重要性や、消防団に入っているからこそできることをもっと周知していくべきだと思います。

消防団の皆さんは、日々訓練に努めながら、自分自身も含め家族の安全を確保する、そういったすべを身につけ、さらに町民の生命・財産を守るという大きな使命を果たしていくという、そういった貴重な経験をすることを、そういったこともPR、広くよく知ってもらい、それにより消防団に入りたいという人も増えるのではないかと思います。

先ほど、欠員名のうち8名が女性であったということなんですけれども、ちょっと私も耳にしておったんですけれども、9名中8名が女性やというところがちょっと驚きです。女性消防団の役割としては、先ほど私、広報中心みたいな感じのことを言うたんですけれども、女性の立場、女性の目線でないと、なかなか提案しにくいことを言ってもらったり、あってはならんことなんですけど、災害が発生したときに避難所でよく聞くのが、女性特有のデリケートな問題、お子さんに授乳をさせるとか、そういったいろんなプライバシーというか、守っていかないかなあかん部分に関して、割かし男性やとあんまりそこまで考えが及ばんだりする。それを団員さんたちが支援、サポートするというのが、非常にほかで活躍されているというのも聞くので、そういったことも含めてもう少し突っ込んで、具体的にどういうふうに入団されていて、募集方法についても実際どんな方法で募集しているのか、もうちょっと詳しく聞かせてください。

○議長（北岡 泰） 高橋議員、これで質問時間が終わります。

答弁、総務防災課長。

○議長（北岡 泰） 高橋議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） まず、入団を希望されます方は、入団を希望される年度が始まる前の2月末までに、お住まいになられます地区の分団へお申出

をいただくか、事務局を担当する総務防災課にご相談をいただく形を取っております。事務局としましては、消防団員としての身分や業務など、詳細についてご案内をした上で、該当する地区の分団につなげていただいております。

団員の確保は困難な状況下の中ですが、町民の生命・身体及び財産を守るといふ崇高な使命を担う魅力と、一般の日常では得られない貴重な経験をすることができる点などを団員の方々からもPRしていただくなど、新しい団員の確保につながるような取組を実施しております。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 以上をもちまして、高橋議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

議事整理のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

前の時計で45分までお願いします。

（午前 10時 35分）

（午前 10時 45分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

2 番 伊豆 千夜子 議員

○議長（北岡 泰） 2番通告者は、伊豆千夜子議員であります。

質問項目は、窓口における住民サービス向上についての1点であります。

伊豆千夜子議員、登壇願います。

(2番 伊豆 千夜子 議員 登壇)

○2番(伊豆 千夜子) おはようございます。

議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い質問をさせていただきます。

質問事項は、窓口における住民サービス向上についてで、1つ、住民票交付など窓口業務の効率化、2つ目、コンビニ交付について、3つ目、マイナンバーカードの推進について、4つ目、窓口での乳幼児の待ち時間対応についてです。

新型コロナウイルス感染症ということが騒がれ初めてから半年以上が過ぎようとしています。お亡くなりになった方々への心からの哀悼の意を表しますとともに、闘病中の皆様にお見舞いを申し上げます。また、医療機関従事者をはじめ、社会インフラを支えておられる皆様に感謝申し上げます。

初めの頃は、5月頃まで、また、夏の暑くなる頃には収束するのではないかと言われていたように思います。実際、期待というか信じていたところはありません。なんのなんの、そんな簡単なものではなく、収束、収まるどころか、落ち着きさえまだの、収束、まだまだ先のことのように思えます。今は最初の頃の状況とは大きく違ってきたように思います。

それではまず、住民票交付など窓口業務の効率化ということで質問します。

新型コロナウイルス感染症も収束はまだまだ先が見通せない中、役場の窓口には多くの皆様がお越しになっています。日によってももちろん違うとは思いますが、窓口の状況を伺います。

いろんな交付申請のためにどれだけの方がみえるのでしょうか。週明けの月曜日、連休明け、また3月、4月の年度替わりには、窓口でお待ちいただく方もあるかと思えます。住民票、戸籍謄本などの交付申請の状況はどうでしょうか。多い窓口対応はどこでどのような対応でしょうか。人と人との接触を減ら

すためにも、交付事務などについて業務効率化を検討されたことはありませんか。

コンビニ交付とマイナンバーカードについては、後でお聞きします。

○議長（北岡 泰） 伊豆千夜子議員の質問が終わりました。

質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 伊豆議員のほうから窓口の状況、住民票、戸籍謄本等の交付申請の状況等につきましてご質問をいただいたところです。

住民票や印鑑証明、そして戸籍証明などの発行につきましてですけれども、1年間で約2万件、月平均約1,600件ほどとなっております。

窓口対応の多い課といたしましては、転入や転出、出生や死亡の届けなどに伴いまして手続が必要になってくることから、その流れで国民健康保険とか、福祉医療助成、それから児童手当などの手続をされる方が多く、住民ほけん課の窓口が日常的に来庁客が多いところになります。

そのため、新型コロナウイルス禍の中、密とならないように、カウンターやロビーに貼り紙をして、ソーシャルディスタンスを保つ工夫をしているところです。また、国民健康保険に係る申請について提出期間を長く取ったり、児童手当の現況届では郵送による提出を促したり、戦没者特別弔慰金では受付会場を別室に設けたりして対応をしてきたところであります。

さらに、4月以降、マイナンバーカードの交付申請が増えてきたことから、来庁日時の予約を取らせていただいて、マイナンバーカードの交付を行ったりしているところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問はございますか。

伊豆千夜子議員。

○2番（伊豆 千夜子） ありがとうございます。

1,600件というと、月20日として、日曜開庁は別として1日で80件ほど。今はマイナンバーカード申請があるのでこの件数なのかなとは思いますが。この80

件が多いのかどうなのかは分かりませんが、コロナ禍の中、いろいろな工夫をされていることはよく分かりました。

4月1日からの組織機構の変更により効率化を図られたと思いますが、お聞きいたします。

窓口業務の民間委託についてお伺いします。

といいますのは、最近、これをしている市の窓口へ私自身の交付申請に行きました。何か窓口の感じが明和町とはちょっと違ったので、後でお聞きしましたら民間委託だと知りました。たしか明和町でも、昨年、コスト面や効率化を含めた検討をされたとお伺いしていますが、そのメリットとデメリットをお伺いいたします。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） メリットとしましては、4点ほど申しますと、1つ目は、忙しい時期とそうでない時期に応じて人員の調整ができること。2つ目としましては、人事異動に伴う業務上のロスが解消され、安定した住民サービスを確保できること。3つ目としましては、正規職員が専念すべき業務に注力できるようになること。4つ目としましては、人件費の削減につながる点などが考えられます。

デメリットとしましては、職員の窓口対応のノウハウが蓄積できなくなること、また、決められた範囲内の業務しか対応できずに、指示命令系統が別であるため、個別の案件について速やかで柔軟な対応ができないことが懸念されます。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） ありがとうございます。

そうなんですよね。ちょっとお聞きしますけれども、この指示命令系統が別であるためというのをちょっとまた後で教えていただきたいと思います。

うちは会計年度任用職員の方たちが頑張ってくれているので、町民の皆様も安心して窓口へ来られるのかなと思っております。これからも皆さんのために頑張ってもらいたいと思うんですけども、先ほどの指示命令システムのところを詳しく教えていただくのと同時に、メリット・デメリットを踏まえて民間委託の考えはないのか教えてください。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 令和元年度に検討しております。その結果、委託会社から派遣された職員に対し、町の職員が直接指示できず、業務が滞ってしまうことが懸念されるということです。先ほど指示命令システムが別だということなので、直接指示をその職員に対してできないということでございます。

併せて、会計年度任用職員を配置した場合と比較しましてコストが高くなることから、民間委託の実施は見合わせております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） 指示命令システムというのは、こちらが、明和町のほうが指示できなくて、それで向こうの業者のほうが指示をするということなので、ちょっと違うということなんですよ。ありがとうございます。

それでは、導入をしないのであれば、時間差出勤などの考えはありませんでしょうか。

行っている近隣の市町があり、聞かせてもらいました。8時半からの出勤者、10時半からの出勤者として職員が時間差出勤をして、夜7時か8時まで、勤務時間は同じです、開庁するというのはいかがでしょうか。こうすると時間外手当は発生しますでしょうか。もししないのであれば、財政的な負担は避けられるかと思えます。また、仕事帰りに役場に立ち寄れるという町民サービス向上にもつながるのではないのでしょうか。現在、実施されている日曜開庁と併せて再考してみてはどうでしょうか。お願いします。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 時差出勤をすることによっては、時間外の手当の発生はしてこないと思われまます。住民票の交付などの窓口業務の関係で申し上げますと、いろいろ検討したんですが、時間差出勤を行いますと窓口の対応に当たる職員が減る時間帯が生じてまいります。そうすることによって窓口が混雑して、住民のサービスの低下をもたらす。そういうことが予想されます。実際に新型コロナウイルス対策として時間差出勤を検討しましたが、そのことによって窓口が混雑して、かえって密になる状況をつくりかねないということ、それから、事務処理効率が低下して住民サービスの低下をもたらすことが予想されたことから、断念をしております。

窓口の時間延長につきましては、平日の業務時間内にどうしても来庁できない方の利便性の向上するために行われておりまして、近隣では、松阪市や、伊勢市や多気町、玉城町などが実施しております。それぞれが異なった形で行っておりまして、一つの部署が限定された事務だけを行っている自治体もあれば、週に1回、複数の部署が行っていると、そういう自治体もございます。

明和町におきましては、業務時間内に来庁できない方については日曜開庁において対応させていただいているところでございます。また、平日におきましても、あらかじめ業務時間内にご連絡をいただき、その日の19時までに本人、または同一世帯の方が受け取りにきていただくことが可能な場合には、17時15分以降でも、住民票や所得証明書、課税証明書、納税証明書、評価証明書を交付しております。

今後は、令和2何2月から住民票や印鑑証明などのコンビニ交付ができる体制を整備しておりますので、マイナンバーカードを普及させることにより、さらなる住民の利便性の向上に努めていきたいと考えております。また、今後、日曜開庁を検証することになっておりますので、伊豆議員からご提案いただいたことも含めて検討していきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） 私は、日曜日に来るために、日曜日の午前中でもそれを潰さなくていいのかなと思って、会社帰りに寄れると思ったのですが、19時まで対応してくれているのであればいいのですが、町民さんがどれだけそのことを知っているのかという疑問にもなります。町民の生活のためにいろいろ工夫し、考えておられることはよく分かりましたので、これからも日曜開庁を再考するとともに、7時15分まで残ってもらっている、また、何か中央公民館とかに用事があって7時から9時頃までいるときに、まだ9時前でも電気がついているときがあるんですね、庁舎が。そういうのもあれば、7時15分までには来られない方がいれば、その時間までに何かその人たちが預かる、無理かも分かりませんが、そういうことももしよかったら考えていただきたいなと思うんですけれども、これは要望として考えていただけたらと思います。

それでは、別の窓口サービスについて伺います。

申請用紙の簡素化の検討についてお聞きしますが、窓口の時間短縮という意味では、各証明書の申請用紙の簡素化ということをしている市町があります。また、その窓口で支払いをするという事例もあります。1人の人が住民票、謄本、抄本、印鑑登録証明書などを一度に複数発行してほしいときに、申請書を簡素化したり、複数の申請書を一本化したりして取り組まれている隣の市町があります。

1回の氏名、住所の記入ですべて取得できるのは、待ち時間の短縮や、同じことを2回、3回と書く必要はないわけですから、上のところに自分の住所を書きますよね、あれが何枚も書かなくていいと思いますので、町民負担の軽減にもなって、時間短縮によりサービス向上につながるのではないかと思います。

明和町で検討されたことはありますか。もしよければ、されてみてはどうでしょうか。お願いします。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 現在、印鑑登録証明書交付申請書、それから戸籍申請書、住民票等申請書の3種類の申請書がございます。一度に複数の種類の交付を受けようと思いますと、別々に記入していただく必要がございます。その場合、伊豆議員からご提案いただきましたとおり、1つの申請書で済ませることができたほうが町民の方の負担軽減にもなると思しますので、申請書の様式の改善につきましては検討していきたいというふうに思います。これにつきましては、現在、町長からも指示を受けておりますので、検討しているところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） 窓口での支払い。

○議長（北岡 泰） 答弁漏れです。すみません。

住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 窓口での支払いについて、すみません、失礼いたしました。

申請書を変更することに伴いまして、証明書手数料の支払い方法についても町民の利便性の向上を図るために、議員さんの言われるように、会計課に支払いに行くのではなく、その場で支払いできるように検討しているところでございます。同時に、キャッシュレス決済による支払い方法につきましても検討しているところでございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） ありがとうございます。

申請書の簡素化ということで、この場でいい方向の回答をいただきました。町長と同じ考えだったのかなと思ってうれしく思います。ぜひ考えていただき

たいと思います。近隣市町の事例などを参考に、ぜひ検討していただき、いち早く導入されることをお願いいたします。

また、別の窓口のことなんですけれども、窓口は誰にでも来ていただきやすいことが一番です。結婚・出産に対するお祝いの気持ちというか、支援の一環として、婚姻届を記入するときにも幸せを感じてもらえるよう、届出用紙をめい姫の絵柄入り婚姻届、出生届を導入するなどの考えはないでしょうか。

そして、そのときに住民票とかそういうのにも、もしよければめい姫ちゃんを載せて出すとか、そういう考えも申請用紙と併せて検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 出生届は、産科の病院に備えられているものを使うことが多く、役場に届出要旨を取りに来られる方はほとんどございません。一方、婚姻届につきましては、年間100枚ほどお渡ししております。したがって、伊豆議員のご提案については、婚姻届についてどうするかということになるかと思えます。

現在、明和町では、出生届の際にお祝いの気持ちを込めてこのようなファイルをお渡ししております。こちらのほうは出生届の写しをここに挟み込んでいただきまして、20年後の我が子にメッセージを書いていただくという、そのようなものになっております。婚姻届自体は、ご本人の手元に残るものではございませんので、こちらのほうに、ご提案いただいたようにめい姫のデザインを施すようなことができればどうかなというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） ありがとうございます。

出生届の件は、そのファイルで渡すときにいい考えだと思います。知らなかったのですみません。渡すときに職員さんに何か一言言ってもらおうとか、書い

てもらおうとか言っていたいただきましたが、またいつかその子が成長したときにこれを見て、ああ、こんなことがあったんやなどわくわくするようなファイルにしていきたいと思います。

婚姻届は手元に残らないのでとおっしゃいましたけれども、今はスマホがあります。自分が婚姻届を書いたときにスマホで撮って、そのスマホに残るものだと思うので、そういうご夫婦は、今、聞かれたことはないでしょうか。何か一工夫できないかなと思うのですが、その点どうでしょうか。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 記念に撮られる方もみえるかもしれません。

ニーズとか作成に係る費用とか、他の市町の状況も調査して研究していきたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） めい姫ちゃん要らないわとか言われる方もあるかもしれませんがけれども、残るものですし、何ぼ提出しても、やはり結婚したという事実が自分の手元があれば、何かそこにちょっとめい姫があれば、ちょっとわくわくするのではないかなと思いますので、検討していただきたいと思います。

そして、お金はちょっとかかるかも分かりませんが、この財政難のときに悪いんですけれども、明和町の皆さんのために、少しでも明和町に住みたい、明和町で婚姻届出したいなと思ってもらえる方が増えればいいと思いますので、その点、検討よろしくをお願いします。

それでは、次、コンビニ交付についてお聞きします。

導入後の交付実績をお聞きします。

2月1日からコンビニ交付が開始され半年以上がたちましたが、実績を教えてください。また、どの市町で多いのか分かれば教えてください。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 三重県が作成しました令和2年3月末現在の状況を調べた資料によりますと、コンビニ交付の利用率は、いなべ市、東員町、菰野町、名張市で高く、近隣ですと松阪市が高くなっております。住民票では6%から9%、印鑑証明では9%から16%、戸籍証明では3%から6%でございます。いずれも以前からコンビニ交付サービスを始めており、マイナンバーカードの交付率も高い市町でございます。

明和町のコンビニ交付の利用率は、令和元年度月平均利用率、これは2月と3月の分でございます。住民票で2.3%、印鑑証明で1.9%、戸籍証明で1.0%となっております。4月以降、徐々に伸びておりまして、8月時点では、交付件数と合せて申しますと、住民票で37件、5.5%、印鑑証明29件で5.3%、戸籍証明で10件で4.8%。4月から8月の平均利用率は、住民票では3.5%、印鑑証明で3.2%、戸籍証明で1.9%となっております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） 明和町は今年からということで、まだまだ目標というか、そういうのが達していないと思うんですけれども、利用率が高い市町に迫っているということで理解させていただきます。よろしいでしょうか。

8月3日と4日の両日と、8月25日、28、29日にシステムメンテナンスのためにコンビニ交付のサービスが停止されたとのこと。導入したばかりなのにメンテナンスは必要なのかなと、私は素直に疑問に思いました。そしてまた、あるコンビニに行ってマルチコピー機を見ましたら、インク切れのため使用できませんということでした。これはちょっと駄目なのかなと思いましたがけれども、このメンテナンスについてお聞きします。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 8月に数日間、メンテナンスを行っております。このメンテナンスに伴いましてコンビニ交付サービスを停止させていただ

いて、大変ご迷惑をおかけしたところでございます。

こちらにつきましては、5年に1回、機器の更新を行っております戸籍総合システムの更新時期がこの時期に当たっておりまして、この更新に伴い、コンビニ交付が正常にできるか試験を行う必要があるためにサービスの停止を一時させていただいたところでございます。

なお、この停止に際しましてお問合せは特になく、大きな影響は特にはございませんでした。

インク切れにつきましては、恐らくコンビニのコピー機のことであろうと思いますので、そのコンビニのお店のほうの管理になってくると思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） そのインク切れというのは、コンビニの管理がちゃんとできていなかったということなんですよ。ですので、もしまたそういうことを今後に聞くことがありましたら、そのコンビニがどこであったのか、ちょっと私は記憶にないんですけども、聞かれたらそこへちょっと言っていただくとか、そういうこともしていただきたいと思いますので、これ、要望でよろしくをお願いします。分かりました。

次の質問をさせていただきます。

それでは、推進に向けた取組に対しまして、導入経費と効果の検証はしたんでしょうか。また、今後の考え方をお聞きしますが、改めてお伺いすることになります。

まず、導入に関する費用がどの程度だったのか、維持費は年間どの程度かかるのか教えてください。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 令和元年度の経費につきましては、コンビニ交付構築作業委託料としまして1,700万円程度、2月、3月の2か月分のコン

コンビニ交付システム使用料としまして80万円程度、地方公共団体情報システム機構、通称J-LISと申しますが、J-LISへのコンビニ交付サービス運営負担金として10万円程度、合計1,850万円弱がかかっております。令和元年度のこれからの経費につきましては、2分の1の特別交付税の措置がございます。このほかにもコンビニ店にお支払いするコンビニ交付手数料が2万円程度かかっております。

令和2年度におきましては、コンビニ交付システム使用料として462万円、J-LISへのコンビニ交付サービス運営負担金として70万円ほどかかってまいります。こちらにつきましても、令和3年度まで2分の1の特別交付税の措置がございます。このほかにコンビニ交付手数料が14万円ほどかかる見込みでございます。令和2年度以降は、トータルでおよそ550万円程度の経費が毎年必要になってまいります。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） この3年間、それは2分の1の補助があって、何とか理解はできますけれども、トータルで令和2年度以降は550万円ということになるんですね。そうすると、その550万円があるということは、コンビニで多く取ってもらえれば、またもうちょっと増えていくというわけなんですよ。1枚200円で取って、コンビニに何がしかを払うわけなんですよ。そうするともっともっと、今が例えば100枚とすれば、200枚になれば、もっとそのコンビニに払っていくというわけなんですよ。

まだ半年ということで結果や効果は十分にさせないと思うんですが、増える見込みはあると先ほど答えていただきました。今はコロナ禍ということで便利とは思いますが、多額の費用を導入したのですから後戻りはできないと思っています。コンビニ交付ではありませんが、自動交付機を人の集まる場所へ設置したが、利用人数が少ないので、5、6年で撤去した町もあると聞きます。

そういうことのないよう、十分な結果を出してほしいと思います。

そして、コンビニ交付実績の目的は、住民サービスはもちろん、窓口の業務負担軽減だっただと思っています。よろしいでしょうか。実際、担当者の負担は軽減されておりますでしょうか。多額のランニングコストを要するものであるため、利用率の向上に努めて、住民サービスの向上や職員の負担軽減を図ってほしいです。

そういった利用状況、費用負担の状況、職員の負担状況を見て、今後、町として維持していくのか、見直していくのかも含めて、現時点で構いませんので、今後の考え方を聞かせてほしいと思います。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 現状では、伊豆議員がおっしゃっていただきましたように、まだまだコンビニ交付サービスの使用率が低く、住民の利便性とか、あるいは職員の負担軽減、行政の効率化といったものについては、評価できるほどの状況ではございません。国が全国の行政サービスのデジタル化を推進しておりますので、明和町においてもマイナンバーのカードを普及させまして、住民の利便性の向上や行政の効率化に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどお願いしたいと思います。

今後は、コンビニ交付サービスの使用量がさらに上がりますように、マイナンバーカードの普及に努めまして、コンビニ交付サービスの周知にも努めていきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） 先ほども言いましたけれども、増えるとコンビニに支払う支払い料が増えるということですよ。そうすると、コンビニを使うと窓口の業務は減るということで、前にも聞きましたけれども、職員さんたちがほかの業務もできるし、スムーズに行えるということなんですよ。分かります。

でも、長い目で見ていく必要があると思うんですけれども、長過ぎるのも困ると思うんです。なるべく早くそういう効果を出していただいて、何人ぐらい、どれぐらいの件数が取れば、職員さんの窓口を減らせるとか。減らすというのは人数削減するんじゃなくて、ほかのところへ回すとかという、それもあるんですけれども、そういう点はもしよろしければ、どれぐらいの長さ、どれぐらいでだんだんと成果が出てくるのかとか、もう一度、聞かせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） マイナンバーカードがどれぐらい交付されるかということと非常に密接に絡んでまいるかと思えます。それに伴い、恐らくコンビニ交付の率も上がってくるのではないかと思います。ですので、これがどこまで普及していくか、そのスピードにもよってまいると思えます。どれぐらい進んでいくと目に見えた効果が表れるのかというのは、ちょっとこの場ではよう判断できないところがございます。ですが、確実にこれが、例えば25%とか50%とかどんどん広がっていくことによって大きく変わってくるのではないかと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） ありがとうございます。

本当に導入したわけですから、一日も早くその功績が分かるように、なるべく窓口の負担も軽くなるように、ほかの業務ができるようにしていただきたいと思えます。あんまり長い目で見るのもどうかと思えますので、皆さんの期待に応えるようにしていただきたいと思えます。

次に、それではマイナンバーカードの推進についてお伺いします。

現在の交付率についてお聞きします。

先ほど質問のコンビニ交付の推進には、マイナンバーカードの普及促進が不

可欠です。改めてお伺いします。マイナンバーカードの推進については、国もマイナポイントとか、保険証とのひもづけなどで普及に取り組んでおります。町としても取組を進められていると思います。

そこで、マイナンバーカードの交付率の現状を教えてください。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） マイナンバーカードの交付状況は、令和2年3月末で2,088枚、交付率は9%となっております。その後、いろいろ取組をさせていただきまして、8月21日時点では3,141枚、13.55%となっております。

普及に鋭意取り組んだ結果、令和元年度1年間の交付枚数460枚に対しまして、今年度は4月から8月までで1,053枚、昨年度1年の実績の2.2倍の枚数を交付しております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

次、再質問ございますか。

伊豆議員、どうぞ。

○2番（伊豆 千夜子） 4月から8月、5か月間で昨年度の2.2倍とはいいと思うんですが、これも先ほどのマイナンバーカード、マイナポイントとか、そんなんもあるのかなと思うんですけれども、町民さんにとってマイナンバーカードを持つことのメリットを、いま一度教えていただけますか。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） マイナンバーカードを持つメリットといたしましては、お近くのコンビニで住民票や所得課税証明の交付を受けられるようになるほか、身分証明としてもご使用できますし、今後は健康保険証としても利用ができるようになってまいります。また、特別定額給付金のように様々なオンライン申請などにも活用できるようになってまいります。このように、今後、様々な便利な機能を追加していくことができるようになるのではないかと、いうふうに考えています。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） マイナンバーカードの交付の普及に向けた、これまでの取組と課題についてもお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 現在、住民ほけん課の窓口で、毎日、写真撮影も含めまして、マイナンバーカードの交付申請の支援、それからマイナポイントのお申込みの支援を行っております。マイナンバーカードの交付については、日曜にしか来庁できない方のために、月1回は日曜日においても特別にシステムを稼働するとともに、職員を増員しまして実施しております。

また、マイナポイント事業に合せまして、マイナンバーカードの取得についてのPRも、防災無線、広報、行政チャンネル、新聞折り込み広告、LINEといった様々な媒体を活用しまして積極的に行っております。

さらに、7月18日、19日、8月29日、30日には、イオンモール明和にて、イオンリテール株式会社様のご協力を得ながら出張窓口を開設し、マイナンバーカード交付申請やマイナポイントのお申込みの支援を行いました。この4日間で218件の交付申請を受け付けさせていただきました。

このほかにも、8月6日はJA多気郡様のご協力をいただきまして、JA多気郡本店にて出張窓口を開設いたしました。

おかげさまでマイナンバーカードの交付申請も増え、先ほどご報告させていただきましたとおり、カードの交付率もアップしております。

今後の課題としましては、マイナンバーカードに係る業務が増えていることから、窓口体制の強化をしていく必要があること、それから、マイナポイントの事業の終了後、交付率が停滞することも予想されますので、マイナンバーカードの推進の在り方についても検討していく必要があるのではないかなと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） いろいろ工夫されていて、私もLINEの明和町のを見ますと、何か4こま漫画、6こま漫画、いろいろありました。この間、課長に聞かせていただいたら、職員の方が自分で絵を描いて、それをアップしているということをお聞かせいただきました。私はこれ何なんやろかなと思いついていたんですけども、聞かせていただいて納得しましたので、職員の方々も一丸となってマイナンバーカードの普及に頑張っておられることが分かったんですけれども。

それだけしているのですから、より一層のマイナンバーカード普及向上に向けて、例えば町民証の代わりや図書館利用カードとしてなど、町独自のサービスを考えていく気はないのか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 明和町においても、どのようなものに活用が可能なのか、先進事例などを研究していきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） いろいろ考えていただくということなんですけれども、マイナンバーカードを普及させるには、町民の皆さんの、このカードにこんなことがあれば持ってみようかなとか、いろんなそういう思う仕組みが必要かと思うんです。国のポイント制度は、周知の力もあって人気のようです。でも、1回だけですよね。ふだんから活用できるものであれば、高齢者の方たちが、もうそんなんいいわ、私もこんな年やしと言われる方もみえるかも分かりません。そんなときに、いいえ、こんな特典がありますよ。すると、そんなん、でも安全なのと言われたとき、もちろん安心して持ってもらえますよ、使ってもらえますよと説明ができ、普及促進するのではないのでしょうか。

PRをしっかりと、単に広報などの普及啓発を行うだけでなく、ぜひ広い視野を持っていただき、他の担当部署にも相談するなどして、主体的かつ積極的に取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 伊豆議員が言われましたように、マイナンバーカードを持ってみようと思うような仕組みづくりに向けて、連携できる課があれば連携しながら進めていきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） ありがとうございます。

本当に、広報とかそういうので皆さんが持ってもらう気持ちになればいいと思うんですが、安全性についていま一度お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、住民ほけん課長。

○住民ほけん課長（吉川 伸幸） 安全性のことですが、マイナンバーを使う手続では、必ず顔写真つきの身分証明書で本人確認が行われますし、マイナンバーの利用範囲や収集につきましては、法令で厳しく制限されておりますので、他人がマイナンバーを使って手続をしたりとか、個人情報を調べたりするということはありません。

また、マイナンバーカードのICチップには、税とか年金とかそういったプライバシー性の高い情報が入っているわけではございませんので、カードから情報を抜き取るというようなこともできません。

万一、落としたりなくしたりした場合には、24時間、365日間対応できるマイナンバーカードの一時利用停止受付が国のほうで開設されております。さらにカードの利用には暗証番号が必要でございますので、これが一定回数間違ってしまうとロックがかかるようになっておりますので、他人が悪用するということができない仕組みとなっております。

こういった安全性のことにつきましても、併せて周知していきたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） 聞くところによりますと、本当に安全ですよと。私も聞かれたときにそういう答えを言えるようにしたいと思っておりますので、これからも何かあったときには相談なんかもあると思うんですけども、そのときはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、次に、窓口での乳幼児の待ち時間対応についてお聞きします。

明和町の人口は、私は微増だと思っております。ということは、赤ちゃんや小さい子どもを連れて、窓口へいろんな手続に来られる方もあるわけです。核家族化が増えていると思われる中、本を読んで待っていてくれる子どもならいいのですが、抱っこしてあやして、話を聞きながら手続をしなければいけない方たちもあるかと思ひます。ベビールームというか、ベッドがあればそこで対応ができるのではないかなと思ひました。

今まで検討されたことはありますでしょうか。検討することはできますか。お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 現状の庁舎スペースの中では、ベビールームやキッズルーム等を確保することは困難な環境にあります。今までにベッド等の設置につきましても検討したことはございましたけれども、こちらについてもスペースの都合上、現在設置していない状況でございます。

現在の対応としましては、小さいお子さんをお連れのお客様がいらした場合は、必要に応じて職員が抱っこしたり、あやしたり、お話相手になったりするなど、マンパワーにより対応させていただいております。

スペースの都合上、ベビールーム等の設置は困難でございますけれども、移

動式のベビーラックなど、必要に応じて利用していただける備品を配備するなど、小さいお子様をお連れしながら安心して利用できる環境をつかって、住民サービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） もちろんベビールームというのは、私も無理だとは思いますが、ベビーベッドを置くことさえもできないというわけなんです。ベビーラックというか、あれはちょっと検討してもらえ余地はあるのでしょうか。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 窓口で、お母さん、お父さんのお顔が見られるような状況はやっぱりつくってあげたいという考えの中で、移動できる備品で赤ちゃんを寝かしたりとか、座らせたりとかするような備品を用意させていただくような形で、現在、考えてさせていただいております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） 安心して明和町でいろんな手続きができたわとよその市町でも言えたら、ああ、そうなんや。私が行ったところでは、しているところもあったんです。確かに広いですわ。そんな置いているところは。それでベビールームあるところも行かせてもらったんですけれども、そこもやっぱり庁舎は広いです。うちもいずれ大きな庁舎を建てたときに、ベビールームとかそういうスペースを造っていただけたら有り難いと思うんですけれども、子どもさんを安心して生み、育てられる明和町でありたいと思いますので、これからも小っちゃい子どもにも配慮した、お母さんにも配慮したことをしていただければ有り難いと思いますので、ベビーラックのほう、また検討していただきたい

と思います。

以上、窓口における住民サービス向上について質問をしましたが、町長が申請書の簡素化を考えておられたと知って本当によかったです。ありがとうございます。

町長が掲げられておられる笑顔での接遇と迅速な対応を念頭に、より一層の住民サービス向上をお願いしたいと思います。改めていま一度、町長の思いを聞かせてください。

○議長（北岡 泰） 伊豆議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 町長に就任いたしまして、すぐに職員のほうに笑顔での接遇と、できる限りの迅速な対応ということで指示をさせていただいたところ。また、町民の皆様が気持ちよく利用していただけるように、そういった環境づくり、それから職員の気持ちよく対応するという形のことで接遇研修にも取り組んできたところです。

しかし、まだまだ町民の皆様から職員の対応などに対する指摘もいただくことがありますので、今後もさらに職員の接遇力や資質の向上、それから人材の育成に努めてまいりたいと思いますし、先ほど施設的に改修するというのは非常に難しいですけれども、備品等で対応できる部分があればまた検討していく中で、サービスの提供をできるだけ向上していくような形で努力してまいりたいというふうに思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

伊豆議員。

○2番（伊豆 千夜子） ありがとうございます。

町民さんと時々お話をさせてもらうときに、窓口行っても、町長の配慮かな、皆さんにここにきて、いい感じやわ、いい感じになったわという声も聞かせていただくことがあります。それだけ町長は一生懸命やってみえるんだなと思うところも多々ありますので、これからもよろしくお願いしたいと思います。

最後に、私たち議員はもちろんのこと、職員、執行部の皆様も、何をするにしても第一は町民の皆様の暮らしがいかに豊かになり、暮らしやすくなるかということではないでしょうか。一生を終えるとき、明和町は本当に暮らしやすかったと思ってもらうことだと私は思っております。そうです。明和町に住んでよかったと私も思いたいです。きっと思うと思います。

これで、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で伊豆千夜子議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

昼食のため、暫時休憩いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

よって、暫時休憩いたします。

1時まで。

（午前 11時 37分）

○議長（北岡 泰） 休憩を解きまして、休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時 00分）

7番 田邊 ひとみ 議員

○議長（北岡 泰） 3番通告者は、田邊ひとみ議員であります。

質問項目は、「安心して暮らせる町づくり」の1点であります。

田邊ひとみ議員、登壇願います。

(7番 田邊 ひとみ議員 登壇)

○7番(田邊 ひとみ) 通告に従いまして、ただいまより質問を行います。

今回は「安心して暮らせる町づくり」の中で1点、加齢性難聴者の補聴器購入補助についてお伺いをしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

近年、健康な高齢者の方、どんどん増えてまいりました。元気に社会参画されておられます。また、いろいろな経済的事情もございます。その中で、経済的に不安を抱えた高齢者の方もいらっしゃる。そういうところで仕事をしたい、仕事をしなくてはいけない、こういう事情を抱えた高齢者の方もたくさんいらっしゃる、このような現状も伺っております。

そのような時代背景の下で、働き方改革によって高齢者の皆さんの就労が推奨もされております。また、社会活動への積極的参加も促されております。こういうこと、日本の社会の事情というのもございます。

健康な老後を送ると、これは誰にとってもそのようにありたいと願うことだと、私も考えております。多くの高齢者の皆さんが働き続けていきたい、このような希望を持っていらっしゃいます。また、ボランティアをはじめ、いろいろなことに参加をして社会生活を楽しまたい、このようにも考えておられると、こういう話も聞いております。

ですが、高齢になる、年を重ねてまいりますと、いろいろと体の不調も増えてまいります。聴力の低下と、こういう現象も仕方がない、このようにも言われておりますが、高齢者の皆さんの大きな悩みとなっておる、このような話も伺っております。

人は誰しも老化現象として、聞こえが徐々に悪くなってまいります。目の老化は40歳頃から、耳の老化は50歳頃からと、このようにも言われております。加齢性難聴、これは大体60歳頃から自覚し始める、そういうことが多いと、このような話も聞いております。

2019年の商工新聞、こちらの記事によりますと、自己申告による難聴者が日本全国で1,400万人を超えております。その中で、補聴器の装着を推奨されて

いる人数が約820万人、このような記事が載っております。聴力が年々後退していく中で、加齢による難聴は70歳代の方で男性4人に1人、女性10人に1人、80歳代においては男性3人に1人、女性で4人に1人、こういう人数になっていると、このような調査も出ております。このことは隠れた社会問題として、しっかりと対応していかなければならない、そういう問題であると私も考えております。

私の周りの皆さんの中にも、当たり前なんですけれども、加齢性難聴の方、何人かいらっしゃいます。そういう皆さんからお話を伺いますと、やはりこの加齢性の難聴によって日常生活が不便になったり、人とのコミュニケーション、会話や交流に支障を来してしまうと、そのような悩みを打ち明けられる、そういう機会もございます。

聞こえが悪い、こういう状態が続いてまいりますと、生活の質の低下につながってしまう大きな原因になると、このように言われております。さらに、これが原因によって、閉じ籠もりであったり鬱病の発症であったり、認知症へとつながっていく、こういう指摘もございます。それによって、就労や社会参加などを続けていくことによって得られる豊かな老後への道を閉ざすことになってしまう、このように考えられるのではないのでしょうか。

高齢者の皆さんは、長年にわたって社会に大変貢献をされてまいりました。豊富な知識、そして経験を有する者として敬愛されるとともに、生きがいを持てる健全な、安らかな生活を保障されると、これは老人福祉法に明記をされている言葉でございます。高齢者の皆さんが安心して暮らせる社会をつくることは政治の重要な責任であり、また、地方自治体にとっても大きな位置づけとして考えなければならないことだと、私も考えております。

そこで、まず最初にお尋ねをしたいと思います。高齢者の皆さんの就労、社会参画についてお尋ねをします。高齢者の就労、社会参加の場所を広げることについて、町長のお考えをお示しいただきたいと思っております。答弁願います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 田邊議員から、高齢者の就労、社会参加の場を広げる
ことについての考えはということでご質問をいただきました。

2019年の日本人の平均寿命は、男性が81.41歳、女性が87.45歳と、いずれも
過去最高を更新しており、長寿化は今後も進展していくことと考えられていま
す。このような人生100年時代を見据え、高齢者の生きがいづくり、さらに労
働力の確保の観点からも、働く意欲のある高齢者がこれまでに培った能力や経
験を生かし、末永く現役で活躍し続けられるような社会環境を整えていくこと
が必要だと考えています。また、高齢化による社会保障負担の増加が懸念され
ているところであり、高齢者が生きがいを持って社会参加することで、健康維
持、介護予防となることが期待され、社会保障負担の軽減にもつながると考え
られます。

現在、シルバー人材センター等を通じた就労、社会福祉協議会等によるボラ
ンティアのあっせんや提供、高齢者に対する生活支援等の様々な活動が行われ
ています。少子高齢化、核家族化が進む中で、これまで家族が担ってきた子育て
で、高齢者に対する生活支援、介護などについては、社会全体で支援していく
必要性が高まってきており、そのような分野には経験豊富な高齢者が活躍でき
る場が多く存在していると思われることから、就労や社会参加をしたいという
意欲と能力を持つ高齢者を、社会の支え手として活躍してもらうことに期待を
しているところであります。

そうした中で、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、老人
クラブや自主活動をしているグループ等に働きかける活動ができていませんが、
子ども食堂への参加や買物支援など、こういったところで活躍できる場がある
のかを、今後も高齢者の皆様のご意見も伺いながら探っていきたいと思ってい
るところです。

○議長（北岡 泰） 答弁が終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ただいま町長から答弁いただきましたように、やはりこちら明和町でも高齢者の方の人数が増えていく、その中で、いつまでも元気に活動していく、働ける、そういう場所を確保していくということは、やはり社会保障費の大きな問題点ということも、私も十分認識をしております。その中で、そういうことも使わずに人生を全うしていくということは、本当に人として生きていくことで大切なことだと考えておりますので、ぜひとも明和町でもいろんな取組していただきたいと思います。第5次明和の総合計画、これも読ませていただきましたら、こういうことの面に関しましてもいろいろな施策取組まれていて、これからもずっと継続していく、そういうような旨も書かれておりました。そういうところはもうすごく期待していきたいと思っております。

また、先ほど町長の答弁にもございましたが、今年は新型コロナの影響ということで、皆様の活動、かなりちょっと低下をしているというか制限をされている部分もたくさんあったと思います。その中で、高齢者の皆さんが今後どのように生活していくのか、どのように活動していくのか、こういうことも大きな課題になってくると思うんですけれども、そういう分も含めまして体調管理、そういうことをしっかりと考えながら、行政も考えていただきながら進めていきたいと考えております。

その中で、私、今回このテーマとさせてもらっているのが加齢性難聴、聞こえの問題ということなんでございますけれども、これについての質問続けていきたいと思っております。

この加齢性難聴というものは、大きく分けまして、音の機械的振動が伝わらない伝音難聴とか、音を感じる神経が障害される感音難聴、こういうものに分けられておるといことでございます。年を取ることによってだんだん耳の機能が衰えてしまう、そういうものが老人性の加齢性の難聴となっております。耳鳴りが起こったり、聞こえるもの聞こえないもの、そういうもの周波数によって違ったり、いろいろな生活の不便が出てくると、こういうことも伺ってお

ります。

そういう状況の中でございますが、高齢者の皆さんが社会の中で活躍をして働いていくためには、補聴器、こういうものが必需品、このようになってくると考えております。ところが現在、加齢性難聴を伴う補聴器の所有率、そして装着率は、難聴者の14%、圧倒的に低い状況であると、このように言われております。

難聴という症状を、医療のカテゴリーとして欧米のほうでは捉えていると、このように聞いております。そういうところではこの補聴器、助成対象として補助をしていくと、こういう動きが欧米のほうで行われているんですが、こちら日本ではこの難聴、聞こえの問題に関しましては、障害者のカテゴリーとして助成対象を絞り込んでいると、こういう現状がございます。このことが補聴器の装着率の低さとなっているのではないのでしょうかと、私は考えております。

また、この補聴器、購入費が総じて高額になってしまうと、こういう大きな問題もございます。片耳が3万円から30万円、両耳で60万円ぐらいかかってしまうと、こういうケースもあると聞いております。また、補聴器の使用期限も5年、もっても6年、7年、こういう現状がある中で購入をちゅうちょしてしまうと、こういう話も聞いております。補聴器を買うことができない、買替えることができない、このように困った状況に置かれている人がたくさんいらっしゃるのではないのでしょうか。また、せっかく補聴器を買っても自分に合わなかったと、調整にもお金がかかる、こういう話も耳にしております。

このような現状、私もこの町内でいろいろお話を伺っているんですけども、このような状況、町として把握をされているのでしょうか。このことについてお答えを願います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） ご質問にありました補聴器の購入については、補助があるかとか、どのようにすればよいかとご相談を受ける際に、費用が高額であるとか、補聴器を購入したが自分には合わなかったなどの声については、

聞かせていただくこともあるということは現状としてございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊ひとみ議員。

○7番（田邊 ひとみ） 役場のほうに相談されるということもあるということ
でよろしいでしょうか。

では実際、こちらの明和町で、難聴のために補聴器を使っている皆さんがど
れぐらいいらっしゃるのか、この実数について把握はされているのでしょうか。
お答え願います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 難聴を含みます聴覚障害による65歳以上の身
体障害者手帳の新規交付と再交付の交付申請者数は、合わせて平成29年度で10
名、平成30年度で9名、令和元年度で4人という形になっております。中等度
の難聴者につきましては、身体障害者手帳の交付対象とされていないために、
数としては把握はしておりません。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ただいま答弁願いました。

やはり、障害者手帳の交付、こういうことに対しての人数の把握はされてい
るんですけれども、中等度の加齢性の難聴の方については把握をされていない
と、こういう答弁をいただきました。やはり、加齢性難聴という方の実態とい
うのがあまり知られていないと、こういうことも大きな問題であるのではない
かと、今の答弁で私も感じました。

そして、先ほども言いましたけれども、国の補助制度、こういうものもある
んですけれども、これは聴覚障害ということで高度難聴に限定をしていると、
このような話も伺っております。現在は、これの助成を受けるのには障害者手

帳が必要で、重度の難聴者が対象、まして片耳だけではそれが受けられないと、そういう話も聞いておりますけれども、これに関してはいかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 現在、障害者総合支援法に定めます補装具支給制度におきまして、障害者等の身体機能を補完、代替する用具として、補聴器をはじめとする補装具の購入等に要する費用の一部を支給しております。

補聴器への助成制度の対象者は、聴覚障害6級以上として身体障害者手帳を交付された方で、両耳の聴力レベルが70dB以上の方、大きな声でも聞きづらいという方、もしくは片側の耳の聴力レベルが90dB以上、耳元で大声も聞きづらい、かつ他方の耳の聴力レベルが50dB以上の方、テレビの音量を大きくする程度というふうに基準となっております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 片耳というか両方に障害があって、片方のほうの聞こえが非常に悪いという方は補助の対象であるということも答弁にいただいたんですけれども、耳の聞こえというのはやはり両方バランスよくないと、とても通常の生活難しいと、そういうような話も伺っております。

そしてまた、中程度の加齢性難聴、こういうことに対しての対応というのは、やはり国の制度でも本当に薄くて、多くの方が自費購入になっていると、このように私認識しておりますけれども、これに対しての現状はいかがでしょうか。答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 聴覚障害6級以上として身体障害者手帳をお持ちの方以外につきましては、全て自費購入となっております。

ただし、身体障害者手帳を所持している方以外で、治療や療養が目的となっている補聴器の購入につきましては、耳鼻咽喉科学会が認定しました補聴器相

談医に診察を受け、その結果、必要性を認められた場合に限り、医療費控除の対象となります。診察を受けずに自分の判断で購入した場合は医療費控除の対象となりませんので、自費購入という形になります。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ただいま答弁いただきました。

やはり、病院のほうで必要とあるのであれば、ある程度のそういう医療費控除という形での補助もあるということも答弁いただきましたけれども、大半の方が、なかなかそういう医療にまでつながっていかない、また病院に行っても、そこで診断をされて、それからやっぱり丸々自費購入されると、そういう方もたくさんいらっしゃるということも、私も聞いております。

そういう現状の中で、WHOのほうでも、聴力が中等度難聴の41デシベル以上の場合には補聴器の使用と、こういうものを推奨しておると聞いております。また、厚生労働省のほうでも補聴器の使用、これを推奨していると、このようにも聞いております。また、日本の耳鼻咽喉科学会でも、加齢による聴力低下があっても、早期のうちに補聴器を使用することで聞こえを取り戻すことが可能であると、このような話も出ております。

そういう状況の中で今、全国の自治体で独自の補助を行い、高齢者に対する補聴器の利用をどんどん進めていこうと、こういう試みというか考えを進めているところがございます。こういうことに関しまして、町長としてどのように受け止められているんでしょうか。所見をお伺いいたします。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 現在、先ほどからも申し上げておりますが、障害者総合支援法に定める補装具費支給制度におきましては、聴覚障害6級以上として身体障害者手帳を交付された方が対象となっており、WHOが補聴器の利用を推奨しています41dB以上の中等度難聴の方は助成対象となっていないため、全

国的には、田邊議員おっしゃいますように、東京都や愛知県のほうの自治体では助成を行っているところもあるというふうには聞いておりますが、手帳を所持していない方まで広げるかどうかという部分につきましては、やはり慎重に検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 今の町長の所見の中でも、やっぱり障害者というカテゴリーの中で考えられているという部分があるということ、それは伺いました。

ですけれども、やはり中度や軽度の聞こえのそういうものを持っている方でも、会話をするとか社会生活を送る上でかなり不自由な思いをされていると、そういうことを伺っております先立っても、ちょっとこちら町内で、私ぐらいの年齢なんですけれども、自分の子どもさんがおばあちゃん、孫さんがおばあちゃんに対して、おばあちゃん聞こえが悪い、そういうことに対してちょっと言葉荒げてしまって、おばあちゃんがすごくつらい思いをしたんやと、こういうのって何とかならんのかなというような話、ちょうど伺ったところなんです。

そういう中で、やっぱり家庭内の中でもいろんなことあると考えられるんです。そういうような部分もやっぱりクリアにしていって、家庭内でも社会でも安心して暮らせると、そういう場所をつくるためには、やっぱり聞こえるということは大事なのではないかと、私も考えております。

また、中程度、軽度という中でも、軽度の難聴者の中では、騒がしい環境下での会話が聞き取りが難しいと、そういうレベルです。また、中程度の方では、補聴器を装着しないと会話が聞き取りにくいレベルと、こういうことも言われております。ですから、軽度の方とか中度の方でも、補聴器をつけるということは必要なのでないかと私も考えております。

それで、先ほども私も言いましたけれども、補聴器の購入費の補助制度、これをこちら明和町で実現をしていただいて、日々の暮らしを応援すると、そう

いうことを提案したいと思っております。

町長の所見の答弁でもありましたけれども、東京や愛知のほうでいろいろやられておられるところもあります。助成額であったり、対象年齢とか所得制限のありなしとか、それぞれいろいろ形は違っておりますけれども、全国でそういう制度をつくっている自治体がある、そういう現状を踏まえた中で、少なくともこのような補助制度、検討に値する施策だと私は考えておりますけれども、これについてのお考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 田邊ひとみ議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 難聴を含め、老化に伴う身体機能の低下に対応した社会生活上の支援を行うことは、実施による効果を見極めながら検討していく必要があると考えております。

現在、国において、補聴器を用いた聴覚障害の補正による認知機能低下予防の効果を検証するための研究を、日本医療研究開発機構において2018年度から開始したところのことから、この国の動向を注視していきながらも、慎重に検討をしていきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 国のほうでも研究を開始している、そういう状況を見ながら慎重に検討していきたいと、ただいま答弁をいただきましたけれども、今現在、こちら明和町で暮らしている方で困っているという方、私も聞かせてもらっております。そういう方に対して何らかの手を差し伸べる施策というのがあってもいいんじゃないかと思っておりますので、この場所で重ねてもう一度この補助制度を検討していただいて、実現していただきたいと、このことは重ねて今回この場所で申させていただきますので、ご検討願いたいと思います。

それと併せまして、この補聴器なんですけれども、購入をされた後、何度かその人に合わせて調整をしなくてはならないと、こういう現状もございます。

それにかかる費用、これも負担になっていると。そしてまた、補聴器の調整をする、そういうところが少なくて困っているんだと、このようなご意見も町民の皆さんからお伺いしております。こういうことに関しましても、補助制度の創設や調整できる場所、もう少し増やしていくように声を上げていく、そういうアプローチができないかなと、こういうことも私考えておりますけれども、こういう点について何らか行政側でできることないでしょうか。よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） いくつかの自治体におきまして、日常生活に支障を来す中等度の難聴の方を対象とした独自の補聴器の購入助成制度を既に設けているとのことですが、どこでも耳鼻咽喉科医師の意見書や聴力検査等の結果の提出を求めており、補聴器の調整には専門的な知識も必要であることから、医師会等の関係機関との調整が必要であると考えています。

購入の補助と併せて調整できる場所を増やすことに対して、町として何かできることがあるのか、そういったことに関しまして、県や聴覚障害者支援センター等に一度尋ねていきたいとは思っていますが、現在、補聴器の調整については、認定補聴器技能者が常勤している認定補聴器専門店に確認しましたところ、購入後、機器が使用できる限りは無料で調整を行っているとの情報を得ております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 調整に関しましては無料でということなんですけれども、そこへの交通費であるとか手間であるとか、いろんなことでなかなかできないんだと、そういう現状もあるということも聞かせてもらっておりますので、そういう部分もちょっと留めていただいて、いろいろ今後相談があったときには対応していただきたいと思えます。

そして、先ほど言われました専門医のそういう認定がないと、なかなか補聴器の補助とかそういうことも、補聴器の購入とかそういうものもできないという話も伺ったんですけれども、それではそれについて、早期発見と早期治療についてお伺いをしたいと思います。

今、明和町では、健康診断等で聴覚検査と、これは行われているのでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 国民健康保険におきます特定健康診査や後期高齢者健康診査におきましては、現在、聴覚検査のほうは行われておりません。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 聴覚検査が行われていないと先ほど答弁をいただきました。

それでは、こういう検査に聴力検査を加えていただきたいと思うんですけれども、これに対しての見解をよろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） まず、特定健康診査の目的が生活習慣病予防（メタボリックシンドローム）に重点を置いていますことから、現在、聴力検査の項目は含まれていないのが現状となっております。

聴力検査を実施するには専門的な設備や技術を必要とするため、地区医師会等との調整が必要であります。高齢者の聴力低下につきましては、ある程度自覚ができ、ご家族などの周囲の気づきもあることから、早期に気づいた時点で専門医に受診されることが望ましいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 特定健診が生活習慣病、メタボリック等に対応した検査であるということ、先ほど答弁でいただいたんですけれども、特定健診と松阪の市民病院についている「ピーす」という健診センター、ああいうところではオプションという形で聴力検査をしたりできるんですけれども、そういうことに対しての補助とか、そういうのは考えられないのでしょうか。ちょっと答弁願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 現在、費用の面でありましたり設備の面であったり、いろんな条件等が必要になっておりますので、現在のところは検討はしておりません。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ぜひともまた、これも今後の課題として検討を願いたいと思います。

また、家庭内とかそういうところで早期に気づいてもらうことも大切やという、先ほど答弁もありましたですけれども、ほかの自治体の話を聞いてみますと、特定健診の受診表、こういうのが送られているときに、聞こえのチェックシート、そういう類するもの、眼鏡屋さんとかそういう、耳鼻科の病院なんかで独自で配られているようなものがあるようなんですけれども、こういうのを健診の受信券を配布する際とかに一緒に送付をしてもらえないかと、そういうような声も聞かせていただいております。健診を受ける時期に合わせて自動的にチェックを行うことができる、そういうところで早期発見にもつながると考えられるんですけれども、これに対しての考えはいかがでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 議員がおっしゃっております聞こえチェックシートにつきましては、「難聴障害度質問票」という評価表のことであると理

解しておりますが、現時点で特定健康診査の受診券に同封することについては考えてはおりません。特定健康診査の受診時に、医師の診察があるわけなんですけれども、聞こえに問題があるという場合、その医師との診察で判断された場合には、その医師から専門医の紹介等を行っていただければいいのかなというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） できたら自発的に年に1回でもちょっとチェックしようかなというような、そういう働きかけをやっぱり行政のほうからもしていただくと、いろんな面で早期発見にもなるのではないかなというので、私こういう提案もさせていただきました。ぜひとも、今後検討していただきたいと考えております。

また、聴覚検査または特定健診で、医師との問診とのところで聞こえに問題があると、そういう判断された方々に対しての相談体制であったり指導体制と、こういうものはどのようになっているのでしょうか。答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 聴覚検査等で聞こえが悪いと判断された方につきましては、専門医へご相談していただきたいと思っております。また、聴覚障害をお持ちの方の専門的な相談につきましては、三重県聴覚障害者支援センターが窓口となっておりますので、そちらをご利用いただければと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 専門医への直接の相談、指導、県支援センターへの相談ということになっておられますけれども、中程度の方とか、そういうの相談

というのは、今現在明和町のほう来ているのでしょうか。ちょっとそれ一点教えてください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 地域へ保健師のほうが出向いております健康ひろばや地域包括支援センター等におきまして、そういったご相談を受けた場合におきましても、そういった耳鼻科の専門医のご紹介とか、そういった形で対応させていただいております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ぜひともしっかり対応していただきたいと思います。

そして、先ほども専門の人のそういうところに相談を行かなければいけないというお話も伺ったんですけれども、この聴覚検査に関しては、言語聴覚士等の専門職の登用というのも必要になってくると私考えております。

現在、こちら明和町では、専門の人員というのは確保されているのでしょうか。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） まず、言語聴覚士といいますのが、言語聴覚士法の第2条において、厚生労働大臣の免許を受けて言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能または聴覚に障害のある者について、その機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導、その他の援助を行うことを業とする者を言うということに、言語聴覚士のほうはなっております。

現在、町におきましては、幼児とそれから学齢期のお子さんを対象とした事業であります「ことばの相談」におきまして、言語聴覚士の資格を持つ相談員のほうにお願いをさせていただいております。また、1歳半健診で、言葉が遅いなどフォローが必要と思われるお子さんを対象としたステップ教室におきま

して、言語聴覚士の資格を持つ講師のほうで対応をお願いしているというのが現状です。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） こちらの言語聴覚士の方たちは、もう明和町で登用されている方ということになるのでしょうか。ちょっとそれだけ確認させてください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 事業におきまして、講師という形で報償として支払いをさせていただいております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ありがとうございます。講師ということで。

それでは、三重県におきましては、言語聴覚士等の専門職の配備と、これはどうなっているのでしょうか。加齢性難聴の方の対応をするために人数が少ないというのであれば、県のほうから派遣して、そういう人員を来てもらって、いろんな相談事に乗ってもらおうということも考えられると思うんですけども、そういうことは可能かどうかと、これちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 三重県に確認しましたところ、言語聴覚士の配備はないということを確認しております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 県のほうでは配備はされていないということでしたら、

ぜひとも県のほうにもしっかり声を上げていただいて、十分な人に対応できるような体制取っていただきたいと思います。これ要望として言わせていただきます。

そしてまた、加齢性難聴の当事者や家庭の皆さんの困り事、そういう相談事を受け取る場所として、「耳のこと相談事業」という形で、これを特化して事業を行っている自治体というのがございます。京都の綾部市などではこのようにやられているということです。この綾部市では運営委員会をつくって、社協とか民生委員の皆さんと連携をして、毎年綾部市の市内を巡回して悩み事相談等を行っている、このような話も聞いております。

このような事業が明和町で行われているのでしょうか。もしないのであれば、ぜひともこのような取組もやっていただきたいと考えております。答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 先ほどおっしゃられました耳のこと相談事業として、巡回相談としての対応はしておりませんが、地域で行っている健康ひろば等で保健師に相談いただければ、そういう専門医のご紹介とかもさせていただけるのではないかと考えております。

また、さきにも述べましたように、聴覚障害をお持ちの方の専門的な相談につきましては、三重県聴覚障害者支援センターにご相談いただきたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 今あるそういう地域などのいろいろ相談事業の中に、やっぱり聞こえのことに對してもちょっと声がけをしていただくとか、そういうメニューもちょっと追加していただきたいと思いますので、これは要望として言わせていただきます。

この難聴ということに関しましては、閉じこもりであったり認知症発症の要因でもあるということ、やっぱり早期に発見をして受診をすることが大事だと考えております。このことを認識して、適切な医療機関への案内と、認知症や介護予防のための支援、そして周知に努めている自治体もございます。周知努力に対して、現在の見解、それから今後の考え方等、どういうものがあるんでしょうか。答弁を願います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 地域包括支援センターや障害者生活支援センター等におきまして、聞こえに関する相談があった際には、専門の医療機関の紹介を行ったり、また、老化を遅らせることが難聴の進行を予防するためにも必要であるということから、「えんがわ教室」や「筋力・能力アップ教室」など、一般介護予防教室等で周知するよう努めていきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） ぜひとも周知のほうもしていただきたいと思います。

また、補聴器を使いこなす上で、やっぱり訓練であったり慣れであったり、日常的にやっぱりサポート、相談できる体制というのも必要ではないかなと思います。せっかく購入しても、ちょっと合わないので使わへんのやと、そういう声も聞かせてもらっておりますので、しっかりと病院との連携とかもしていかないかんのかなとも考えております。そういうサポート体制というのを、いろんな場所でアドバイスを受けられるような、病院行くのもあれですけども、明和町でも耳鼻科さん少ないし、専門のところへ行くには通うのも大変やという現状というのもありますので、高齢者支援の施策の中で、特にこの耳の聞こえのことに對して取組をもっと増やしていただきたいと思いがあるんですけども、これに對してのお考えをちょっとお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 先ほどの答弁と重なる部分がありますが、「えんがわ教室」であったり、「筋力・能力アップ教室」などの一般介護予防教室等で周知するように努めていきたいと考えております。

また、補聴器の着用や調整の相談とかアドバイスに関しましては、やはりそういう専門的な知識が必要であると考えておりますので、適切に医療機関やそういう補聴器専門の販売店等で、補聴器の認定を持ってみえるところのような関係機関等につないでいきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 答弁もいただきましたけれども、やはり加齢性難聴者に対して、今のお話を伺っておりますと、現行の制度を大幅に変えていくと、こういうことも大事なんじゃないかと思えます。県に対して、国に対して、もう少ししっかりと取組をして改善をしてもらい、本当に身近にアドバイスが受けられる、言うてみえた専門の方を各自治体何人かで、職員の方も研修を受けていただくとか、専門職の方を登用するとか、そういう形をしていくのが理想的なんじゃないかと思うんですけれども、やっぱりそれに対しては、国の制度自体も大幅に改善をしていかなければいけないのではないかなど、先ほどの答弁を聞いても感じております。

それも併せまして、補聴器購入、これの補助に対しても、国の制度を変えて、もっと広い範囲で補助を行うということも求めたいと思えます。それに対して、国に明和町からも働きかけをしていただきたいと求めます。これに対するお答えをお答えください。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） さきにも述べましたように、補聴器の給付など加齢性難聴の支援につきましては、国による公的な支援が必要だと考えておりますので、三重県や他市町の状況も踏まえながら、国への働きかけにつつま

しては検討していきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 他市町の状況と踏まえ……それも足並みをそろえていかんと、やっぱりみんなが一斉に声を上げていかんと、国の制度というのは変えてきやんというのも、私はそれも十分理解しておりますけれども、やっぱり率先をして声を上げていくということも必要なのではないかと思いますので、これも要望として今後とも検討していただきたいと思います。

関連をしまして、最後の質問となってまいりますけれども、最後に、ヒアリンググループという難聴者の聞こえを支援する制度があると、こういうことを私、人から聞いて伺いました。厚生労働省のほうも、この施設の導入に力を入れていると、このように認識をしております。

このシステムの説明と、こちら明和町で現在、このシステムが導入されているのかどうか、このことに対して質問をしたいと思います。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） ヒアリンググループにつきましては、磁気誘導ループのことを申しまして、聴覚障害者用の補聴器を補助する放送設備のことを言います。磁界を発生させるワイヤーを輪のようにはわせることから、通称磁気ループと呼ばれていますが、国際的にはヒアリンググループという名称になっております。

現在、明和町ではこのシステムは導入はしておりません。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 私も、そういう設備というのはちょっと人から話を伺って、こういうものがあるのかと初めて知ったというのが現実なんですけれど

も、やはりいろいろ調べてみますと、こういう部屋に設置をするタイプのものから、貸出しできる小さな器具までであると、こういうようなことも伺っております。

今後、バリアフリーの観点とか、高齢者の皆さんや聞こえに問題抱えている方の社会活動の推進を考えた場合には、学習の場とか会議の場とか、そういうところにはこういう機器の導入がぜひとも必要であると考えられます。今後、町内施設の改修または新設ということも念頭にあられると思うんですけども、そういう場について設置をされていくという考えはあるんでしょうか。これに対して答弁をお願いします。

○議長（北岡 泰） 田邊議員の質問に対する答弁、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） この磁気誘導ループ装置につきましては、三重県聴覚障害者支援センターにおいて現在貸出しを行っているということですが、貸出しの件数はほぼないという形で確認しております。必要時に借用をしていく方向で、町としては考えていきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

田邊議員。

○7番（田邊 ひとみ） 現在はあまり貸出し実数もないということなんですけれども、これからの社会においていろんな、障害という言葉使いたくないんですけども、いろいろなところで不便を感じている方が不便を感じなくなるような生活ができるということに関してははとっても必要なこと、バリアフリーの観点からも必要なことやと思うので、今後の検討として、これも要望として検討していただきたいということ、この場所でお伝えさせていただきます。

そしてまた、補聴器のさらなる普及によりまして、高齢になっても生活の質を落とさずに、心身とも健やかに過ごすことができ、これに合わせまして認知症の予防、ひいては健康寿命を延ばしていく、医療費の抑制、社会保障費の抑制、こういうことにもつながっていくと。答弁でもおっしゃられましたが、こ

れは私も全くそのとおりだと考えております。

そしてまた、さきにも述べさせていただきましたけれども、日本と欧米とを比べますと、難聴の人の割合は、人口的には日本も欧米も1割程度とほぼ同数ということなんですけれども、補聴器の使用率は日本が14%に対して、イギリスでは48%、フランス41%、ドイツ37%、アメリカ30%、日本とは倍以上の格差がある、こういう現実もございます。やはり公的な補助があるかないか、これが明暗を分けるのではないかと考えております。

そしてまた、収入が少なくなっていく、これが高齢者でございます。また、あるいは年金生活の方、こういう方にとっては補聴器の購入というのは大変負担になっていると、このことも考えられます。そしてまた、生活保護を受けている方に関しては、もう諦めてしまって、全く耳が聞こえやん、またはほとんど聞こえない、そういうままに毎日を過ごされている方があると、このようにも伺っております。

憲法で保障された健康で文化的な最低限の生活、それを守るためにも、公的な支援を大きく広げることが、今だからこそ本当に必要である。このことを最後に申し上げまして、私の質問を終わりといたします。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で田邊ひとみ議員の一般質問を終わります。

13番 江 京子 議員

○議長（北岡 泰） 4番通告者は、江京子議員であります。

質問項目は、「防災・減災対策を問う」の1点であります。

江京子議員、登壇願います。

（13番 江 京子議員 登壇）

○13番（江 京子） 議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

今回は、防災・減災対策を問うの1点です。

初めに、災害時非常用電源についてお願いします。

新型コロナウイルスの感染拡大が続き、世の中に閉塞感があふれ、人々の動きが止まってしまいました。そんな中、感染のリスクを負いながら治療を続けてくれている医療従事者の方々に感謝申し上げます。

今回は、行動の自粛が求められる中、明和町の防災・減災対策を改めて質問、確認させていただきます。

自然災害時には停電はつきものです。この間の台風でもたくさんの停電が発生いたしました。そして、町の要である災害対策本部の機能もダウンさせてまいります。新型コロナウイルス感染症の終息が見えない今、防災・減災対策の見直しは必須だと考えますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江京子議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 江議員からの質問にお答えさせていただきます。

今年も行政報告のときにも述べましたけれども、令和2年7月の豪雨や先般の台風9号、10号など、多くの災害等が発生している状況でもあり、改めて災害に備える重要性を肝に銘じているところです。

特に新型コロナ禍においては、感染防止対策を徹底した避難所の運営が求められていることなど、ウィズコロナ社会における防災・減災対策の見直しが喫緊の課題であるとも認識しているところです。

おととしの台風21号におきましては、町内では最大6,100戸が停電をいたしました。復旧に相当の時間を要したことを踏まえ、改めて災害における停電への備えも万全にしていかなければならないというふうに思っているところです。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 前回の答弁では、庁舎内に設置されている非常用電源は最大10時間しかもたず、要救助者の生存率が大きく下がる「72時間」には程遠いものでした。

庁舎内に設置されている非常用電源の電源供給場所、主要パソコンの無停電電源装置の設置の状況をお答えください。また、その情報は役場の職員に通知されていますか。災害時、職員も被災するかもしれません。災害対策本部に1番にたどり着いた職員誰もが適切な行動を取れるようにしておかなければならないと考えますが、今の状況を教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 庁舎の非常用電源の状況でございますけれども、役場庁舎につきましては、議員ご承知のとおり、老朽化をしており、建て替えの検討をしていかなければならない状況でございます。建て替える際には、72時間外部からの供給なしで稼働できる非常用電源設備等の整備も考慮していかなければならないと考えております。

現状としましては、災害発生時には、燃料等の供給に関する協定書に基づいて、協定している業者に給油していただくことにより対応させていただいております。

また、庁舎内に設置されている非常用電源の電源供給場所は、災害対策本部の設置場所となる大会議室と防災無線室、それから各執務スペースの要所等に確保させていただいております。

主要パソコンの無停電電源装置の設置状況につきましては、戸籍サーバーなど庁舎内に設置されているサーバーに対し、無停電電源装置が設置されております。また、住民票等の証明書が発行できるよう、住民ほけん課の窓口にあるパソコンにも設置をさせていただいております。なお、その情報につきましては、職員に周知をさせていただいております。

それから、災害対策本部に1番にたどり着いた職員が誰もが適切な行動を取れるようにということでございますけれども、災害時に参集した職員が初動時

にやるべき対応をまとめました災害時初動対応マニュアルを整備させていただいております。このマニュアルについては、毎年年度当初に修正を行い、全職員へ周知を行っております。

また、マニュアルの整備だけではなく、毎年、南海トラフ地震等の災害を想定した防災訓練や机上での災害対応を確認する図上訓練といった各種訓練を実施しており、災害時の初動期から応急期における災害対応訓練を通して、職員の災害対応力強化に努めております。

また、今年は各課で実施している研修の必須項目の一つに防災を盛り込んで、全庁的に職員参集時の初動対応について再確認を実施しております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 結構きちんとした対策を取っているというふうに、今教えていただきました。ありがとうございます。防災対策本部に本当にいろんな職員さんが来ても動ける対策は、何度も訓練においていけるとお思いますので、これからもよろしく願いいたします。

次に、指定避難所の非常用電源の状況、防災機能の強化について伺います。

現在、各避難所の非常用電源はエンジン発電機、またはガス発電機のみになっているようですが、毎年のメンテナンスはどのように行われているか。非常時に動かない、使えないようではどうしようもないと思います。燃料のチェックなどはどのように行われているか、お答えください。

指定避難所の運営を円滑に進めるためにも、日頃からの連携が重要と考えます。コンテナを設置し備品を入れてあると安心しないで、常に非常時ベストな状態で動けるようお願いしたいと思います。避難所の責任者との話し合いは行われているか、お答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 主要な指定避難所におきましては、備蓄倉庫を設

けており、そこへ非常用発電機を配置しております。メンテナンスについては、職員による備蓄や資機材の入替えの際などに燃料や外観点検等を行っているほか、必要な場合に、点検を兼ねて発電機を活用するなど定期的な管理に努めております。

また、消防団や近隣自治会の訓練時には、訓練の一環としてご活用いただいております。その際、状態の確認についてご報告をいただいたりしております。

有事の際には、町職員が直接現場で活動できなくなる可能性は高く、消防団や自主防災組織といった地域住民の方々や学校の先生などにも実際に試運転をして確認を行っていただくことは大変重要でありますので、町としてはそういった場を設けていきたいというふうに思います。

いずれにしましても、貴重な資機材でございますので、今後も適正な管理に努めてまいりたいと思います。

それから、避難所の責任者との話合いでございますけれども、町組織内において、避難所に関する業務を担うことになる教育委員会の職員とは適時協議を実施し、対応の確認を行っております。

また、災害時には、それぞれ各避難所の運営を担う避難所運営委員会を避難者や地域の方々に立ち上げ、運営をしていただくこととなります。避難所運営委員会は、主にそのとき避難所で生活をされる方々に設置をしていただくものでございますけれども、町では、これまでも地域防災懇談会の場で、避難所運営マニュアルを地域の皆さんと一緒に検討をまいりました。

今後につきましても、なるべく広く多くの方々と実際の現場で訓練や懇談を行い、情報共有ができる場を設けていきたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 防災懇談会なんかで避難所運営のお話は何度かされているのは分かっているんですが、その責任者の方との話合いというのをされて

いるのか、ちょっと分からないところがありました。

また、人間は停電に直面すると活動がストップすると言われていています。コロナウイルス感染症で避難所の運営はますます難しくなっています。避難者が安心していただける場所にするにも、電源のバックアップ機能を持った非常用電源の設置を要望します。町長のお考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 電源のバックアップ機能につきましては、避難所をはじめ、災害時の拠点となる施設においては、緊急の対応を行う上での電源の確保について極めて重要な課題と考えております。

現在、拠点となる避難所を中心に自家発電機や発動機付発電機を設置しておりますけれども、今後も、より適切な災害時の電源バックアップ機能の整備検討について努めてまいりたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 避難場所になっている施設の職員さんに何人か伺ったんですが、先ほども言われている防災コンテナに関しては、役場の管理なので、ほとんどの避難所の方がそう言われていました。

防災訓練のときにそのコンテナの中を見たことがないという方もおまして、先ほど言われたように、懇談会のところでいろんなお話をしても、そのコンテナに関しては、役場の管理なのでというふうなお話をお聞きしたところなんです。その点は、コンテナの中の管理とかそういうのは、役場の職員さんじゃなきゃできないのか、教えていただけますか。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 災害時におきましては、先ほども若干触れましたけれども、町職員が避難所にすぐ駆けつけられないことが十分想定をされます。その際には、その場にみえる地域の方々、また学校の先生などによって、コン

テナにある資材を活用してご対応をいただくこととなります。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） ちょっと単純な質問なんですが、防災コンテナの鍵というのは、避難所の人は持ってみえるのか、東日本の震災のときに、下御糸小学校にも25、26人の作業をしていた人が避難していたんですが、毛布を1つ出すのにも何かコンテナからじゃなくて、役場からというようなことを、私もいたんですが、そういうふうなことがありました。

やはり、以前にもお話したんですが、町の宝を見直そうという形で、災害時の避難所運営に迅速に動ける人材としての登録をお話したことがありました。例えば防災士のように日本防災士機構の認定を受けられた方もみえれば、県の防災コーディネーターの養成講座を受けた人、それから、三重大の講座で行われたさきもり塾の卒業生などたくさんの災害時の避難所運営に欠かせない人材は、たくさん明和町にもみえると思います。

そのほかにも、本当に学校の先生や保育士さん、看護師さんにも、ほかにも実際ボランティアとして経験された重要な人材はたくさんみえると思いますので、災害時の人材バンクのようなものがあればよいと思うんですが、以前にも、災害時の人材バンクのお話はさせてもらったんですが、そのときには、そういうことは考えていないというようなお話を伺いましたが、災害時、本当に避難所の運営が人命を左右するとも言えますので、今、町長として災害時の人材バンクに関してのお考えはどのように思われているのか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。鍵の管理と人材の件、お願いします。

○総務防災課長（松本 章） まず、鍵の管理につきましては、地元の自治会の役員さんや学校のほうにもお渡しをさせていただいておると承知しております。ただ、それから随分日もたっておりますので、そのあたりもう一度確認をさせ

ていただいて、実際の有事の際にスムーズに対応できるように確認をさせていただきたいと思います。

それから、人材バンクにつきましては、現在のところそういう形での把握についてはしておりません。ただ、そういう人材を把握して有事に備えることは大切というふうに認識をしておりますので、今後どのような形で把握できるか検討してまいりたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 人材バンクに関しましては、教育委員会が行っている学校ボランティアがとてもいい例だと思います。やっぱりきちんと登録しているということでお互いの信頼関係ができて、してほしい側もしたい側も安心して行動できるという形になると思います。

自主防災組織でもそれは人材のバンクみたいな登録はさせてもらうんですが、それはその地域だけのことで、本来は大きな明和町でしている防災訓練なんかにもいろんな地域からのそういう登録されているメンバーが来て、そういう防災訓練を行って行ってほしいなというふうに感じます。

何かいつも一生懸命防災訓練のとき、職員さんが動いていて、そういう地域の人が動いているふうには見えないので、できるだけ多くの人を巻き込んで、協働という形で防災訓練をして行ってほしいと思いますので、これから要望としてよろしく願いいたします。

次に、消防署の防災機能の強化についてお聞きします。

明和消防署長にお話を伺ったところ、今の消防署の非常用電源は12時間、燃料を2缶確保してあるが、2日間程度の電源と説明を受けました。一番動いてもらわなくてはいけない消防署の非常用電源、見直すべきだと思いますが、どうでしょうか。

また、消防署には、分団も含め8台の機動車が配置されていますが、国の標

準装備を備えている機動車は2台、今まさに人命救助に欠かせないAEDを搭載している車両は2台と聞いています。その2台のAEDも10年を越し期限切れと伺いました。

今、どの施設にもAEDの設置は義務づけられています。役場、公共施設には設置されています。消防の緊急車両は人命救助の矢面に立つ大事な車両です。ぜひ全車両へのAEDの搭載をお願いしたいと思います。

災害時に必ず必要と思います。今はリース契約になっていると思いますので、金額的にも以前の買上げのような金額にはなっていないと思います。ぜひ搭載のほう考えてほしいと思います。

今は当然AEDを搭載するに当たっては、団員の救急救命講習の受講も必要だと考えます。少なくとも年に1回の追加講習を必要と思います。私ももう計10回ぐらいAEDの研修を受けていますが、いざその場でできるかという自信もなかなかないので、何度も講習は受けたいと思っています。そうすることで、団員さんの団員としての意識の向上にもつながると思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 明和消防署の非常用電源の見直しについて、まず、お答えいたします。

明和消防署につきましては、庁舎の老朽化が進んでおります。今後についての検討をさせていただいている次第でございます。そのため、非常用電源につきましても、庁舎と併せて検討をさせていただきたいと思っております。

ただ、現状につきましては、非常用電源を使用しなければいけない事態になった際には、継続して使用が可能なように燃料供給を行いながら対応してまいります。

それから、消防機動車へのAEDの積載についてですが、議員おっしゃられますように、現在8台の車両のうち2台積載しております。

2台に積載しております理由といたしましては、8台の車両のうち6台は消

火をする目的とする積載車、2台は救助活動を含めて消火活動も行える多機能車両として運用をしており、この多機能車両2台へAEDを搭載してまいりました。

これは、救助活動においては要救助者を助けることが目的ですので、AEDを積載したという経過がございます。この2台のAEDにつきましては、保守期間が今年度中に切れますが、引き続き配備をいたします。

ただ、議員おっしゃられますように、消防団車両全てにAEDを積載することにこしたことはございませんけれども、まずは消防団の幹部会議などで車両への積載について協議をしていただくことにいたしたいと考えております。

次に、AEDに関連する救急救命講習の実施につきましては、必要であります。例年消防団では夏期集中訓練をはじめ、各種訓練を実施しておりますので、その訓練の一環として実施していただくように幹部会議のほうへ提案をさせていただきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 消防署の非常用電源、よろしくをお願いします。

また、AEDについても、現場にいち早く着いてもらうのは分団の車両が結構多いです。今、テレビを見ていても、火災のところでも心肺停止というようなお話をよく報道される中で、やはりこのAEDは1つのかばんを持って動けば誰にでもできることなので、分団の車両のほうにも設置のほうをお話合いを持った上でよろしくお願いいたしたいと思っております。

では次に、住民拠点のサービスステーション、住民拠点SSについてお聞きします。

住民拠点SSとは、災害時における燃料供給拠点として自家発電設備を備え、災害による停電時にも地域の住民の方々に継続して燃料の提供ができるガソリンスタンドを言います。

明和町では、平成28年、経済産業省・資源エネルギー庁の「住民拠点SS」の募集で2店舗、その後1店舗の設置を確認しています。募集が資源エネルギー庁から全国石油協会に委託されており、募集期限が9月16日と聞き、もう1店舗設置をお願いしたく、8月末に書類を持って伺いました。2次募集の申請済みというお返事をいただき安心しました。

いち早く「住民拠点SS」を取得された方にお話を伺いました。停電になってもすぐにスタンドを開けるのではなく、限られた燃料をいかに多くの住民さんに提供できるかを計算しながら進めていくためのシミュレーションを考えているとお聞きしました。

町として、災害時の住民サービスをストップさせないためにも、電源の燃料確保のためにも、「住民拠点SS」との連携の強化をお願いします。

また、募集期限は迫っていますが、これからの推進計画はありませんか、お聞かせください。南のほうにも欲しいというふうに考えています。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 現在、町内のガソリンスタンドは7店舗ございますが、うち3店舗で導入をされ、さらにもう1店舗、今年認定を受け、近く導入される状況にあるということは、町のほうでも把握をいたしているところでございます。

町といたしましても、災害時における住民の皆様への燃料供給の確保はもちろん、救助活動や捜索、情報収集、物資の輸送など、初動期から多くの燃料が必要になることが想定されます。

ご質問にあった推進計画につきましては、早速未導入の事業所様への制度周知を行うとともに、既に導入されている事業所様へ協力依頼や連携強化といったことも進めてまいりたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） ぜひとも募集期限迫っていますので、推進計画をよろしく
お願いいたします。

次に、避難所の見直し状況についてお伺いします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う収容人数の見直しはしているでしょうか。
3密を避けるためには、今のままの収容人数の設定では運営されません。この
間の10号台風でも、避難所にたどり着いたけれども、そこは以前の収容人数よ
りぐっと減っていて入れなかったというようなお話が報道されていたので、
ぜひとも早く見直してほしいと思いますが、今、どのようになっているか教え
てください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 町におきましては、現在26の施設について災害時
の避難所指定を行っており、総収容人数は2,705人というふうな現状でござい
ます。

ご指摘のとおり、現在の収容人数はこれまでの避難所の考え方に基づいたも
のであり、このコロナ禍における避難所への避難については、3密対策やソー
シャルディスタンスといった感染症対策を取った上で体制を整えていく必要が
あります。

そうした中で、コロナ禍の現在としましては、ソーシャルディスタンスを保
つため収容人数を50%以内にするのが適正とされております。そのため、避
難所として使用していない公共施設や地域の公民館などを新たな避難所として
開設し、密集を防止するよう今後取組を行ってまいりたいと考えております。

なお、防災無線などで周知をしておりますけれども、可能な場合は、まずは
親戚や知人宅などへ避難することも大切であるということも引き続き周知をし
てまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 災害はいつ起こるか分かりませんので、なるべく多くの避難所を開設するという面でも、いろんなどころの施設を利用するためにお話しをしてほしいと思いますので、お願いいたします。

次に、避難所、福祉避難所のトイレについてお聞きします。

何度災害が起こっても、なかなか改善されないのがトイレ問題です。松阪市では、下水道整備とともに、防災拠点となる場所のマンホールトイレの設置が進められています。本年度で141基のマンホールトイレの設置が終わり、その後も下水道整備の進捗に併せて進めていくそうです。

明和町でも、海岸よりの「農業集落排水処理施設」はできています。災害時のトイレ問題解決のためにも整備が必要と思いますが、お考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） マンホールトイレに関してお答えをいたします。

明和町の下水道整備では、これまでマンホールトイレの設置は行っておりませんでした。宮川流域関連公共下水道事業の進捗に併せて、まずは地域防災計画に緊急避難場所として位置づけされております明星小学校周辺への設置を計画しております。

公共下水道事業では、マンホールトイレ整備が交付金により実施ができるよう事業制度化されており、地域防災計画に位置づけされた敷地面積0.3ha以上の防災拠点及び避難所への設置が可能となっております。

したがって、役場周辺の公共下水道区域内の防災拠点及び避難所につきましても、今後計画的な整備を検討したいと考えております。

次に、農業集落排水施設についてですが、平成30年度までマンホールトイレ設置に関する補助金制度はございませんでした。しかし、公共下水道事業で設置されたマンホールトイレが平成28年の熊本地震時にも活躍したことを受けて、令和元年度に事業制度化をされ、これにより農業集落排水事業区域におきまし

ても敷地面積0.3ha以上の防災拠点及び避難所について、1処理区当たり1か所を上限としてマンホールトイレの整備が可能となりました。

したがいまして、今後は農業集落排水事業区域につきましても、人口密集度及び避難所の収容人数等を勘案し、地域防災計画との整合を図りながら、マンホールトイレの整備について検討してまいりたいと考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） トイレは本当に災害のときの一番の問題となっていくしますので、ぜひともマンホールトイレの設置を進めていってほしいと思います。国の制度も農業集落排水のほうもできたということですので、ぜひとも動いていってほしいと思いますのでお願いいたします。

次に、今、全国の自治体が導入を考えている「トイレトレーラー」というのがあります。電源不要の自立型で、牽引車があればどこへでも移動できるものです。この間の熊本地震のときにも、他県からの派遣でとてもよかったというようにお話を聞いています。

金額が1,600万円前後と高額というふうには言われていますが、ある町では予算の一部をクラウドファンディングで賄う予定というような情報もあります。個人の寄附金はふるさと納税の対象になり、返礼品はTシャツやトレーラーへの名前の記載などを考えていると言われています。目標額も半分の800万円ということで、1,600万円と高額ですが、800万円でしたら何とか明和町でも考えてもらえないかと思います。

住民のストレスの軽減のためにも、明和町でも考えてほしいと思いますが、お考えをお聞かせください。とても快適なトイレと伺っています。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 災害時のトイレに関する問題につきましては、非常に重要な課題でございます。

現在、町では避難所等の施設にある既存のトイレに、処理剤の入った袋をかぶせて使用する方式を採用しており、多くのトイレ処理剤を備蓄しております。これは既存のトイレを活用できることから、新たに設備や施設を設置、準備する手間がかからず、使い慣れたトイレであるので、避難者自身もトイレの使用が比較的簡単に行えるため、災害時には有用であると考えて採用をしております。

しかしながら、議員おっしゃられるとおり、トイレトレーラーなど防災用品については新しいものが次々と出てきておりますので、よりよい避難所環境整備に向けて、補助金制度を活用しながら資材整備の検討を行ってまいりたいというふうに考えさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） ぜひとも全国に先駆けて明和町、トイレトレーラーの導入のほうを考えていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。要望でお願いいたします。

次に、災害時のペットとの同伴避難所についてお聞きします。

今やペットを家族として暮らしている人が多くみえます。特に独り暮らしの高齢者にとってのペットは、子ども以上の存在として暮らしている高齢者もみえます。そんな住民さんが安心して避難できる避難所の開設が必要だと思います。

ペットとの同伴避難所開設を目指す松阪市のシンポジウムでは、動物を救うことで精神的に人間が助かることにつながるなどの意見が出たそうです。命の重さは一緒です。明和町でも考えられないでしょうか。そうすることで、飼い主の意識の向上にもつながると思いますが、お考えをお聞かせください。

使わなくなった園舎などどうでしょうか。再利用にもつながると思いますので、お答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 災害時におけるペットの同伴避難については、意見の分かれるところでございます。飼い主にとってペットは家族同様非常に大切な存在であります。

しかしながら、一方、他の避難者にとっては、鳴き声や臭いによるストレスにより睡眠障害を引き起こしてしまったり、動物アレルギーをお持ちの方にとっては体調に深刻な問題を来してしまう場合もあるとされております。

特に、災害という緊急事態下においては、人命最優先といった考えもある中で、その判断は慎重を期すべきものであると考えております。

これまでの台風時の避難等については、実際にペットの同行避難についての要望をいただいたケースがあり、ペットをケージに入れられる場合に限り、中央公民館で臨時的に同行避難を認めた場合もございます。

状況にもよりますけれども、地震等の突発災害でない場合は、時間的にも猶予がございます。飼い主の責任として、人もペットもよりよい環境で避難できるよう、事前のペット預かり施設などの活用もご検討をまずはいただきたいと考えております。

ただ、いずれにせよ、ペットも家族の一員ということは十分理解をしておりますので、避難される避難所の状況によっては、一定の条件をつけることになると思いますが、同行避難が可能な状況の場合は、避難をしていただく方向で検討をいたしたいと考えます。

なお、ペットを飼われている方に対しては、避難所に同行避難をすることに備えて、しっかりとしつけをしていただくことを啓発していくことも必要と考えております。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 本当にペットについては意見が分かれるのは分かります。

ですから、本来はペットとの同伴避難をする場所だけ別場所というのを考えてもらうのが一番よいと思います。松阪は1か所、同伴のペットととも避難所というのを開設されたと伺っています。もちろんうちもそうですが、しつけをきちんとして、いろんな所へ連れて行っても、そこに対応できるようなしつけをしていくのは、飼い主の役割と思っていますので、そういうのも周知していただくと、それに向かったの飼い主の意識もきちん変わっていくのではないかと思いますので、今後の取組もよろしく願いいたします。

次に、災害支援協定を結んでいる事業所との連携について伺います。

防災計画の資料編には、たくさんの事業所との災害支援協定が載っています。協定を結んだ年度は様々ですが、それ以降内容の確認、支援の手順、段取りなどを話し合っていますか。

こちらの担当者も変わり、相手先の担当も変わっていきます。例えば災害時の電力供給の協定を結んでいる「きららの森の太陽光発電業者話を伺ったところ、明和町に災害が起こったとき、どの状況下でこちらに要請が来るかは話し合っていないと聞きました。ほか何件かお話をお電話で伺いましたが、皆同じ返事でした。

協定は町が災害時に助けてほしいとお願いしたり、事業所さんのほうから社会貢献活動、CSRの一つとしてのお話があり成立したものと思います。

コロナ禍で防災懇談会も相次いで中止になる中、いま一度協定を結んでいる事業所との連携の強化を図り、災害が起こった時点で慌てず動ける対策をお願いしたいと思います。現在の動きについてお答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 現在、町ではこれまでに79件の災害時支援協定を締結させていただいておりまして、多くの事業所様及び団体様のご理解、ご協力をいただいで協定の締結を進めてまいりました。

その後の連携の点につきましては、全ての相手先様と常に連携を取り続けるのは大切であることは承知をしておりますけれども、物理的、人間的にも非常

に困難な部分もございます。

ただ、別の事案等でお話をさせていただく機会があった場合には、併せて協定に関する確認も行うよう努めておるところでございます。また、相手先様からも確認のご連絡をいただく場合もございます。

災害時の支援を得られる協定につきましては、町としても非常にありがたく貴重なものがございます。災害時にスムーズに動けるよう、関係性の維持に今後も努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 本当に向こうの担当の方もどんどん変わっていくとお聞きしていますので、きちんとした話合いのほうをこれから持ってほしいと思います。

また、先ほどお話したきららの森の発電所の方とお話をしたところ、低圧発電の太陽光発電の場所は、住民さんへの電力の提供ができる場所とお伺いしています。ですが、その場所を住民は多分ほとんど知らないと思います。事業所さんにお聞きしたところ、電源供給マップというのにも載せてもらってもよいというようなお話でしたので、住民さんへのサービスのためにも、そういうマップも事業者さんとお話の上、作っていただきたいと思います。

それに、前回もお話したんですが、災害時一番必要なのは水、トイレ、電源というような状態にもなっていますので、そこら辺事業者さんともお話しして、考えていってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、今年も大きな台風がたくさんやって来ます。列島の台風の上陸の増加や災害発生時の長時間停電の備えから、各自治体ではBCP対策、業務継続計画として新たに非常用発電機を設けるケースも増えていると聞いています。

業務継続計画、大規模災害が発生した場合、市町村は災害の対応において主

体的な指示、動きが求められています。災害が起こることを想定し、仮に役場行政そのものが被災した場合に、どこかに代替庁舎を設置して、限られた資源、資産の中でどの業務を優先すべきかを定めることとあります。

前回、町長の説明の中に、役場が被災して防災対策本部の設置が不可能になった場合、総合体育館に防災対策本部を設置すると伺いましたが、それに伴い、BCP対策も進めているのでしょうか、お答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 業務継続計画、いわゆるBCPにつきましては、町の庁内会議を設置した中で、平成25年度に、災害時における明和町BCPを策定し、運用をしております。

この内閣府のガイドラインに記載のある重要6要素について、各種マニュアルについて既に設定をして実施をしております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 先ほど初めのほうにもお話したんですけれども、これに関しては内閣府も地方自治体にBCP作成について必要最低限のガイドラインを示しています。

首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使えなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ、非常時優先業務の整理とあります。今、町ではこの作成ができているのでしょうか。

過去の災害では、市町村役場をはじめとする地方公共団体の被害があった際、災害対応ができなくなったケースが複数ありました。災害時に町長、副町長が出張で、防災担当は帰宅して不在、防災対策本部を設置できなかったとか、東日本大震災のように本庁舎が使えなくなって重要データが失われたりというふうに、たくさんの現実のそういった事例があります。

この業務継続計画の研修を受けた人、こういう研修を受けた職員は明和町にはいるんでしょうか。その研修を受けた人にお話を伺ったところ、たくさんの気づきがあったそうです。

災害時職員代行者が自分であり役割を自覚したとか、災害用自家発電機の電気は一部のフロアにしか供給されないのが分かったとか、防災行政無線、衛星携帯電話があっても、職員みんなが使い方が分からなければ意味がないとかいうふうにお話を伺いました。

そういう研修会があったそうなのですが、明和町ではそういう研修を受けられた職員はあったのか、もし、これからもそういう研修があれば、その研修を職員さんに受けさせようという計画があるのか、お聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 先ほど申し上げましたけれども、内閣府のガイドラインに記載のある重要6要素については、BCPをはじめ各種マニュアルについて設定をさせていただいております。

また、職員に対する業務継続計画研修の実施についてでございますけれども、BCP専門の研修といったものは実施しておりませんが、研修に代わる独自の取組といたしまして、各課から職員に参加をしてもらって、町の災害対策について協議検討するプロジェクト会議を設置しており、その中で、全職員の参集可能時間の算出や各課の非常時優先業務の選定等について、毎年協議、修正を実施しており、本計画の周知、見直しを実施しているところでございます。

業務継続計画を全職員が理解し、災害時には参集した職員が自ら行動を起こせるよう、今後も研修を進めてまいりたいと思います。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） うちの役場の庁舎が被災した場合、総合体育館というお話が町長のお話の中でありましたが、前回、議長からも指摘されていますが、体

育館の照明はとても暗いと思います。昼間の明るいときに行っても結構暗くて、夜など行くと本当に暗く感じます。

そこら辺はそこを代替庁舎として考えているのなら、照明のことも考えているのか、教えてください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 総合体育館の照明の明るさにつきましては、確認をさせていただいております。アリーナや柔剣道場におきましては、全面点灯をすれば、照度計で計測をさせていただきましたけれども、本庁舎と同じレベルの明るさであるというふうに確認をさせていただいております。

なお、支障を来すと判断した際には、実際に使用するときには投光器とかデスクスタンドなど、補助的な照明器具で対応するなどいたしたいというふうに考えております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 本当に仕事をする上で照明は大切だと思いますので、その点、補助的な照明も使いながらとおっしゃいましたが、きちんと仕事ができるようにチェックしておいてほしいと思いますので、よろしくお願いします。

災害を体験した市町村の反省として挙げられているのが、受援計画です。

受援計画というのは、災害が発生した際に、近隣の地方自治体や仲のよい自治体に、必要な支援物資や人員をどう要請するかを決めておく計画だとされています。

熊本地震では、受援計画がないことで、支援物資が1か所に集中して混乱したと言われています。明和町はこの受援計画を立てられているか、お答えください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、総務防災課長。

○総務防災課長（松本 章） 災害時におきましては、全国から支援が届けられ、

それは被災地にとって非常に大きな力となります。

災害時における人的支援と物的支援について簡単にまずご説明を申し上げますと、まず、人的支援につきましては、総務省の被災市区町村応援職員確保システムに基づき、全国知事会、全国市長会、全国町村会等で構成される被災市区町村応援職員確保調整本部というのが設置されます。

この調整本部で被害の状況などを考慮して、被災した市町村ごとに当道府県、または指定都市を原則として1対1で割り当てて支援する市町を決定し、応援する職員を決定する仕組みとなっております。

なお、平成30年7月豪雨の際には、被災した広島県熊野町への派遣に三重県が割り当てられて、明和町からも職員2人を派遣した経過がございます。

物的支援につきましては、プッシュ型支援と呼ばれる輸送、供給が計画されています。これは、発災後の混乱の中では迅速的確に調整を図ることが困難なため、市町からの要請を待たずに支援をするもので、発災から2日目から3日目に県の備蓄などから物資が供給され、4日目以降は国から物資輸送が実施されるというふうな計画となっております。

受援計画は、この全国からの支援をより効率的に受け取るための計画でございまして、近年全国的にも注目されている計画でございます。明和町におきましても、昨年度、受援計画の策定に取り組み、特に大きな課題であります人的支援、物流、ボランティアの受入れの3つのテーマについて策定をさせていただいております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） いろいろとお聞きしましたが、いつ発生してもおかしくない大災害、コロナ禍の中こそできることはたくさんあると思います。計画倒れにならないよう、動ける計画としての防災・減災計画にしてほしいと思います。

できていないところも踏まえて、今後の町の防災・減災について、町長のお

考えをお聞かせください。

○議長（北岡 泰） 江議員の質問に対する答弁、町長。

○町長（世古口 哲哉） 明和町のほうでは、これまで課長が申しあげましたように、様々な計画とかマニュアルを策定して取り組んできておるところです。

しかし、これらのマニュアルとか計画につきましては、ただ作って終わりというものでは駄目です。実践的な訓練や研修を重ねていくことで、より実効性を高めていく必要があるというふうに思っております。

防災対策におきましては、自助、共助、公助と言われる3つの助けが肝要であると言われておりますが、強大な自然の力に立ち向かうためには、公助の力だけでは太刀打ちができないというふうに思っております。

地域、住民、行政、それぞれが自助の能力を高めた上で、一丸となって共助に取り組んでいく必要があると考えています。そのためには、地域の皆様のご理解が不可欠であるというふうに思っております。各地区の防災懇談会を中心に、啓発、講演等を実施しながら、町全体の防災・減災力の強化を図れるように、今後も取り組んでいきたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 答弁終わりました。

再質問ございますか。

江議員。

○13番（江 京子） 一たび災害が起こると、たくさんの人命が奪われて生活が困難になってしまいます。これからの計画の中には、自助、共助、公助も踏まえて、協働を入れながらの計画を立ててほしいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（北岡 泰） 以上で江京子議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（北岡 泰） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

上下水道課長より連絡がありますので、よろしくお願ひいたします。上下水道課長。

○上下水道課長（坂口 昇） 上下水道課よりご報告をさせていただきます。

各常任委員会協議会及び全員協議会で報告をいたしました一般廃棄物処理基本計画（案）のごみ編・生活排水編につきまして、9月14日から9月28日の期間でパブリックコメントの募集をいたします。

募集要項につきましては、9月10日付で町ホームページへ掲載し、全戸配布をいたします。また、一般廃棄物処理基本計画（案）につきましても、町ホームページで閲覧をいただく予定でございます。

提出いただきましたご意見の概要及びご意見に対します町の考え方につきましては、後日公表をいたします。

議員の皆様におかれましては、ご理解をいただきご承知をいただきますようよろしくお願ひをいたします。

以上で上下水道課からの報告を終わります。

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

本日は、これにて散会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

（午後 2時 43分）
